

テーマ 「委託契約」

第1 監査テーマ選定の理由と監査の視点

1 監査テーマ選定の理由

徳島県における過去2年間の外部監査のテーマは、平成14年度が「地方債」、平成15年度が「公有財産」であった。すなわち過去2年間は県の借入金のあり方について、また、県の財産保有状況について監査してきた。そして本年度は、県の支出をテーマにすることによって、3年間で借入・財産・支出を監査し、本県の財政状況の問題を指摘することができる考えた。

本県の財政状況は極めて厳しい状況にあり、歳入の減少傾向が早期に改善することは期待できそうもない。徳島県の財政健全化に資するためにも歳出の抑制は不可欠である。このような本県の財政状況を踏まえて、今後の指針を示すことができるテーマであると考えて選定したものである。

2 監査の視点

(1) 契約締結に先立って

- ・ 契約内容は、県が主体として行うべき事業か否か
- ・ その業務は、県直営によるべきか外部委託によるべきか

(2) 契約締結にあたって

- ・ 県の財政状況を踏まえて契約内容を選別しているか
- ・ 再委託の有無及び要否を検討しているか
- ・ 県が正確な積算を実施しているか
- ・ 競争入札の実施について検討しているか
- ・ 随意契約とする場合は、その要件を満たしているか
- ・ 契約相手方は、契約目的を達成するに適しているか
- ・ 契約相手方から見積書を徴しているか
- ・ 県の積算と見積書の突合は行われているか
- ・ 委託金と契約内容に問題はないか
- ・ 契約書の内容と契約目的に齟齬はないか
- ・ 契約書を精査して作成しているか

(3) 契約の履行確認

- ・ 変更契約の有無及び必要性
- ・ 完了報告は正確になされているか
- ・ 委託金の使途が適正かどうか検証されているか
- ・ 安易な科目流用や事業間流用はないか

以上の視点に立って監査した。

第2 総論

1 委託契約

(1) 定義

委託契約とは、徳島県が行うべき事務事業（試験・研究・調査等）を直接県が実施せずに、他の機関あるいは特定の者に委託する契約である。

委託には、法令の根拠に基づいてなされる公法上の委託と、私法上の委託がある。公法上の委託の例としては、歳入の徴収又は収納の委託（地方自治法施行令第158条）、支出事務の委託（地方自治法施行令第165条の3）、公の施設の利用管理委託（地方自治法第244条の2）、事務の委託（地方自治法第252条の14）等がある。

私法上の委託は、一般的な委託契約、信託契約等に基づくもので、これらは県が直接実施するより他のものに委託した方が効率的であるもの、例えば、特殊の技術、設備を必要とする事業とか、高度の専門的な知識を必要とする事務・事業・調査・研究等である。

(2) 監査対象契約の選択

本監査では、知事部局、企業局、議会事務局及び各種委員会事務局の本庁全所属に対し、平成15年度の委託契約について、契約内容、契約額、契約種別、再委託の状況等の事前調査を実施し、その中から、できるだけ多くの所属及び委託契約を対象として実施することとした。

なお、県土整備部及び農林水産部が所管する公共工事等の設計・測量に係る委託契約は除外した。

	事前調査	監査対象
部 局数	13	10
課 チーム数	80	56
契 約 件 数	1,301件	209件
契 約 金 額	15,416,088,639円	8,935,378,608円

注) 契約金額について、複数年契約の場合は平成15年度以外の年度分も含む。

2 関連事項

(1) 関連法令

契約方法

ア [地方自治法第234条 (契約の締結)]

県が契約する場合は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、せり売りの方法によること、指名競争入札、随意契約、せり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、実施することができる定められている。

イ [地方自治法施行令第 1 6 7 条]

指名競争によることができる場合は、契約の性質又は目的が一般競争入札に適さないとき、その性質又は目的により競争に加わるものが少数であるとき、一般競争入札に付することが不利と認められるときと定められている。

ウ [地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2]

随意契約によることができるのは、予定価格が同施行令別表 5 の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないとき、契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、競争入札に付することが不利と認められるとき、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとき、競争入札に付し入札者がいないとき又は再度の入札に付し落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、と定められている。

履行の確保

ア [同法第 2 3 4 条の 2 (契約の履行の確保)]

契約締結後履行を確保するため若しくは完了確認のために監督・検査が義務づけられている。

イ [同施行令第 1 6 7 条の 1 5]

監督は立ち会い、指示等の方法によること、検査は契約書その他関係書類に基づいて行うべきことと定められている。

施設の管理

[同法第 2 4 4 条 (公の施設)]

[同法第 2 4 4 条の 2 (公の施設の設置・管理等)]

公の施設の設置及び管理は条例によるべきこと、また、平成 1 5 年 9 月の法改正により指定管理者制度が創設され、その手続等は条例で定めること、指定管理者に対して公の施設の料金を収受させることも可能であること等が定められている。

(2) 随意契約

前記のように県が随意契約によって契約出来るのは、政令で定めた場合に該当するときに限られている。

随意契約によることができる場合

ア 契約の予定価格が、政令及び政令に準じた徳島県の規則（徳島県契約事務規則）で定めた次の額を超えないとき

契約種類	価格
工事又は製造の請負	250万円
財産の買入れ	160万円

物件の借入れ	80万円
財産の売払い	50万円
物件の貸付け	30万円
上記以外のもの	100万円

- イ 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき
- ウ 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき
- エ 競争入札に付すことが不利と認められるとき
- オ 時価に比して著しく有利な価格で契約が締結できる見込みがあるとき
- カ 競争入札に付し入札者がいないとき，又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- キ 落札者が契約を締結しないとき

随意契約の手続

ア 見積伺い

随意契約により行おうとするときは，契約書案その他見積りに必要な事項を示して，なるべく2人以上から見積書を提出させなければならないとしており，これを「見積り合わせ」という。その他の理由により特定の1者を相手方として選定するものを「一者随契」という。

イ 契約伺い

支出科目，予算執行状況，契約金額，契約相手方，契約書案等の必要事項を記載して決裁を受ける。

ウ 契約の締結

契約書の締結，支出負担行為決議書の作成

なお，本来随意契約によって契約出来ないのに，誤ってこれをしてしまった場合，判例は以下のように判示している。

【最高裁昭和62年5月19日判決の要旨】

「普通地方公共団体が随意契約の制限に関する法令に違反して締結した契約は，地方自治法施行令第167条の2第1項に掲げる事由のいずれにもあたらないことが何人の目にも明らかである場合や，契約の相手方において随意契約の方法によることが許されないことを知り又は知りうべかりし場合など，当該契約を無効としなければ随意契約締結に制限を加える法令の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限り，私法上無効となる」と判示している。

すなわち本来随意契約によるべきでない契約を随意契約で締結した場合，判例がいう特段の事情がない場合，その契約は有効とされるのであり，随意契約を選択するには慎重でなければならないのである。

(3) 履行の確保

監督

監督は、いわゆる検査だけでは給付の完了の確認が困難なものについて、その履行の場所において立会い、指示その他の方法によって契約の適正な履行を確保するために行わなければならない。

立会いは、特に工事又は製造の請負において行われるもので、工事現場又は製造現場に監督員が赴き監視することであり、相手方の使用している原材料等が契約内容に合致しているかを試験、検査し、これが合致していなかった場合に相手方に対して合致させることを指示することとされている。

検査

検査とは、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れ、その他の契約に基づいて行われる給付の完了につき、当該給付の内容が契約内容に適合しているかを確認する行為をいう。

ア 検査結果の報告

検査職員は、検査した結果をその給付が当該契約の内容に適合したものであるときはその旨を、又はその給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、原則として検査職員が必要と認める措置の意見を、検査調書又は検査復命書に記載し、契約担当者に提出する。

イ 契約内容に適合した場合

契約担当者は、その給付が前記アの検査調書等に基づき、その給付が当該契約の検査に適合したときは、原則として完了したことを証する書類を発行する。

ウ 契約内容に適合しない場合

契約担当者は、前記アの検査調書等に基づき、その給付が当該契約の内容に適合しなかったときは、その給付の受領を拒否するか、補修の要求をするか等の措置を行わなければならない。

エ 引渡し

検査の結果、契約の相手方の給付が契約内容に適合したものであるときは、当該契約に基づき引渡しを受ける。

(4) 指定管理者制度

地方自治法の改正（平成15年9月2日施行）により、公の施設に関する従来の管理委託制度が改められ、指定管理者制度が導入された。従来の管理委託制度では、公の施設の委託は普通公共団体の2分の1以上の出資法人や公共団体あるいは公共的団体に限られていた（同法第244条）のに対し、指定管理者制度では委託先について特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定するものとされている。さらに、指定管理者は、施設の使用許可や利用料金なども自ら決定をし、自らの収入とすることも出来るとされている。この結果、広く民間業者への委託が可能となり、民間業者のノウハウを幅広く活用した公の施設のより効果的かつ効率的な管理運営が期待できる。

3 委託契約書雛型

徳島県が委託契約を締結する際に使用している契約書雛型は、資料【委託契約書の例】として本テーマの末尾に添付した。

第3 監査結果

1 個別契約

【消防防災課】

委託事業名：徳島県消防防災ヘリコプター運航管理業務

受託者：四国航空株式会社

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：78,435,000円

精算額：78,435,000円

契約内容：徳島県が平成9年度から所有する消防防災ヘリコプターの操縦士の配置及び機体の管理等を委託する契約である。随意契約によったのは、当該業務の継続性及び安全性を確保する観点から、当該機体の特性等に通じた操縦士等を有する受託者であることが必要であるからである。なお、平成9年度の当初契約時には競争入札しているということである。

意見

当初契約時には、時間外手当70時間を想定して契約しているが、契約終了時に時間外手当に関する調査がなされていない。将来の契約金額にも影響するのであるから、調査はすべきである。

【南海地震対策課】

(1)

委託事業名：徳島県防災センター展示装置等製作業務

受託者：株式会社丹青社

契約種別：公募型指名競争入札

当初契約額：333,375,000円

精算額：333,375,000円

契約内容：平成16年7月3日オープンした徳島県防災センターに展示する体験施設の装置を製作委託する契約である。徳島県防災センターは、見学者の体験型施設をコンセプトに建設されたものである。

意見

製作委託した装置のメンテナンス契約は、受託者が行っている。受託者が独自に製作したもので、そのメンテナンスを受託者が行うことは、当初から予想されていたはずである。当初契約時にメンテナンスを、例えば、5年間含めて契約するなどすれば、契約金額の減額を図る余地があるのではないか。

(2)

委託事業名：徳島県防災センター展示装置等製作監理業務

受託者：株式会社梓設計大阪支社

契約種別：指名競争入札

当初契約額：8,715,000円

精算額：8,715,000円

契約内容：徳島県防災センターに設置される装置を受託者が設計しているところ，その装置が設計通り製作されているか否かを監理することを委託する契約である。

(3)

委託事業名：徳島県防災センター来館者案内計画等作成業務

受託者：財団法人徳島県消防協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：9,000,000円

精算額：9,000,000円

契約内容：徳島県防災センターに訪れる来館者に対して行う案内計画，つまり，案内のためのマニュアルの作成をすることを委託する契約である。

意見

契約は随意契約であり，受託者は消防団員を構成員とする財団法人である。随意契約で契約したのは，受託者に専門的な知識があるからという。しかしながら，実際に担当したのは，受託者が雇用した専従者2名であり，そのうち1名は消防防災の専門的知識を有しているが，残り1名は民間人であり専門的な知識は有していない。したがって随意契約を選択すべき理由は乏しい。

(4)

委託事業名：徳島県防災センター及び消防学校警備業務

受託者：総合警備保障株式会社

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：21,000円

精算額：21,000円

契約内容：徳島県防災センター等を建設した業者から施設の引き渡しを受けた後の約2週間について機械警備を委託した契約である。

(5)

委託事業名：徳島県総合防災訓練会場設営等業務

受託者：株式会社プラス・エー徳島支店

契約種別：指名競争入札

当初契約額：3,727,500円

精算額：4,641,000円

契約内容：防災週間に毎年実施されている総合防災訓練の会場の設営等を委託する契約である。当初契約が変更されて増額となっている。その理由は、会場が吉野川の河川敷であったところ、天候不順が続いたことにより会場予定地の整備に当初予定していない業務が必要となったことが原因であるとのことであった。

(6)

委託事業名：津波浸水予測調査等事業

受託者：ニタコンサルタント株式会社

契約種別：指名競争入札

当初契約額：31,500,000円

精算額：31,500,000円

契約内容：近い将来予測されている南海地震対策として本県沿岸部において、津波浸水予測調査を実施する契約である。この調査結果については、沿岸市町等関係防災機関に対して説明会を開催したほか、広く県民への周知を図っている。なお、県はもとより市町等防災関係機関において、今後の防災対策を検討・推進する際の基礎資料として活用することになっている。

(7)

委託事業名：南海地震対策支援要員に係る委託事業

受託者：ニタコンサルタント株式会社

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：2,992,500円

精算額：2,992,500円

契約内容：津波浸水予測調査に向けた海岸構造物の現地調査を委託した契約である。緊急地域雇用創出特別基金事業の一つである。

【秘書課】

委託事業名：ほっとコミュニケーション推進事業

受託者：株式会社メディコム

契約種別：随意契約（一者随契）

平成12年度の当初契約時にはコンペ方式を採用し、その後はノウハウを有するというので、随意契約となっている。

当初契約額：17,978,100円

精算額：17,978,100円

契約内容：季刊広報誌「ジモジモ」の制作業務を委託するものである。広報誌「ジモジモ」は、県政を若者に伝えようとする試みで、事業開始となった。現在年間4回、各5万部を発行し、県内のコンビニなど約1,100カ所に備え置いて、無料で配布するようになっている。

意見

所管課の説明によると、若い人が県政に興味や関心を持ってもらうきっかけづくりとして有効活用されているとのことであるが、広報誌の中にあるアンケートの回収率が極めて低く（5万部のうち30～40通）、県政の関心へのきっかけづくりだけでなく、県政への若者の参加という事業発案の目的に沿った誌面内容の工夫を期待したい。

【人事課】

委託事業名：海外派遣要員養成のための英会話研修事業

受託者：株式会社ジオス

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：1,012,872円

精算額：1,012,872円

契約内容：県職員を実務研修として、外務省等に1～2年間、その後在外公館等で2年間、領事等としての業務に従事させる制度があり、職員が外務省等に派遣されている間に、在外勤務に備えて英会話能力を向上させることを委託する契約である。平成15年度は、県職員を3名研修させている。

なお、派遣終了後は、その経験が生かせるような職場に、当該職員を配置しているという。

意見

100万円以上の契約金額であるにもかかわらず、随意契約となっている点の妥当性に疑問がある。競争原理を導入すべきである。

【職員厚生課】

(1)

委託事業名：徳島県職員会館の管理運営業務及び利用料徴収事務

受託者：徳島県職員互助会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：22,750,000円

精算額：21,344,887円

契約内容：徳島県職員会館の管理運営業務及び利用料徴収事務を委託する契約である。

職員会館は、地方公務員法第42条に定められた「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」を根拠として、建設された会館で、その利用対象者は徳島県職員互助会員及び地方職員共済組合員となっている。徳島県職員会館管理運営要綱第8条（利用料の徴収及び減免規定）に基づき利用料を徴収するとともに福利厚生事業（健康診断、各種スポーツ大会開催等）のための利用には、利用料を減免している。なお、娯楽室・美術室・体育室・テニスコートの職員の自主的な利用については、独占排他的な利用の場合を除き、無料とされている。

受託者である徳島県職員互助会は、前記法を根拠として、「徳島県職員互助団体に関する条例」「徳島県職員互助団体に関する規則」によって設立された団体であり、後に述べる「地方職員共済組合徳島県支部」の行う事業を補完する団体である。

職員会館は、県が地方職員共済組合から借入れをしてその資金で建設した建物である。

互助会の正規職員はいないが、条例による便宜供与規定を受けて職員厚生課の職員（県及び地方職員共済組合の正規職員等）が実務を行っているほか、職員会館の受付業務にあたる臨時職員及び非常勤職員がいる。

受託者は受託業務の約45%（8業務で合計金額9,702,472円）を民間業者に再委託している。

意見

何故受託者との随意契約であるのか。この点に関しては、「徳島県職員会館管理運営要綱」第2条によって、会館の運営は互助会に委託すると定められている。また、所管課の説明によると、「徳島県職員互助会に職員会館を委託することにより、福利厚生事業の総合的効果的な展開を確保することが可能となる」という。しかしながら、職員会館だからといって、その管理運営を委託する相手が、必然的に互助会になるとは思われない。現に互助会は、委託業務の半分近くを民間業者に再委託している。また、互助会からの再委託に関しては、入札等が行われて公明性は確保されているというが、平成6年度以来業者が変更されたことはない。多額の県費を支出するのであり、再委託部分については、公明性と共に、透明性も確保される手段を検討すべきである。要綱の変更見直しを検討すべき時期でもある。

（２）

委託事業名：人間ドック事業

受託者：地方職員共済組合徳島県支部

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：54,925,000円

精算額：55,162,897円

契約内容：徳島県職員を対象として医療機関による人間ドック事業を委託する契約である。

地方職員共済組合は、地方公務員法及び地方公務員等共済組合法に根拠を持つ団体である。すなわち地方公務員法第42条は、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と定め、同第43条は「職員の病気、負傷・・・適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない」と定めている。また、地方公務員等共済組合法第112条は、「組合は、組合員の福祉の増進に資するため、・・・組合員及びその他被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業・・・」を行うことができると定められている。

県と共済組合は、密接な連携のもと保健事業を実施してきており、共済組合を受託者にすることにより、当該事業が効率的に実施されている。また、県からの支出以外に、共済組合の費用負担及び本人の一部負担により健診が行われている。

(3)

委託事業名：各種健康診断業務 11 件

受託者：財団法人徳島県総合健診センター

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：単価契約

精算額：11 件合計 35,931,415 円

契約内容：知事部局（病院を除く）、議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、地方労働委員会事務局、収用委員会事務局に所属する職員を対象として、定期健康診断、特定業務従事者健康診断及び各種ガン検診を実施することを委託する契約である。

なお、ガン検診に要する経費は、短期共済掛金（平成 15 年度時点では基本給の 1000 分の 38.48 と期末手当の 1000 分の 30.76）が充てられており、無償というわけではない。

【管財課】

(1)

委託事業名：本庁庁舎警備業務

受託者：総合警備保障株式会社

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：20,695,500 円

精算額：20,695,500 円

契約内容：県庁庁舎の警備業務を委託するもので、衛視（県職員）の不足を補うために委託している。具体的には、夜間の警備は県職員 2 名と受託者の従業員 2 名が勤務し、また、休日の警備は県職員 2 名と受託者の従業員 1 名が行っている。

意見

随意契約となっているのは、受託者が開発した機械警備システムを県庁内に備え置いているため、受託者以外の者ではそのシステムの故障時に迅速に対応できないからであるという。しかし、かかる理由で一旦機械を設置した業者に半永久的に随意契約により人件費が支払われるのは問題である。

(2)

委託事業名：職員駐車場鎖開閉業務

受託者：総合警備保障株式会社

契約種別：随意契約（一者随契）

随意契約で締結したのは、契約金額が低額で要件を満たしていたからであろう。

当初契約額：743,400円

精算額：743,400円

契約内容：一部の職員駐車場について、夜間に無断駐車されることを防止するために、午後9時から午後12時までの間に閉鎖し、午前5時から午前7時までの間に解放することを委託する契約である。

意見

契約金額が低いからといって、見積り合わせを行わないまま随意契約をすることの妥当性に疑問がある。

(3)

委託事業名：県庁外来駐車場整理業務

受託者：徳島ハイウェイサービス株式会社

受託者の資本金1,400万円のうち、県が585万円を出資しており、県の外郭団体の一つである。

契約種別：随意契約(一者随契)

当初契約額：12,156,800円

精算額：12,156,800円

契約内容：県庁内の外来駐車場の整理業務を委託する契約である。

受託者は、本州四国連絡橋の供用に伴う離職者対策として設立された会社である。

意見

本件契約は随意契約で締結されている。受託者は離職者対策として設立された会社であり、また、県が出資している会社でもあるが、受託者の従業員が現在も架橋離職者であるのか定かではない。離職者対策事業であることを考慮して、随意契約であることに合理性を認めるとしても、相見積りを徴して価格の妥当性を裏付けておくことは必要ではないかと考える。

(4)

委託事業名：県庁舎植木等管理委託業務

受託者：森田緑化株式会社

契約種別：指名競争入札

当初契約額：6,037,500円

精算額：6,335,700円

当初契約額より精算額が多くなったのは、台風などで委託業務が増えて、その変更契約を締結しているからである。

契約内容：県庁敷地内の植木等の管理を委託する契約である。

(5)

委託事業名：県有地整備業務 2 件

受 託 者：大松小学校PTA会長

契 約 種 別：随意契約（一者随契）

当初契約額：5 4 2 , 0 0 0 円が 2 回

精 算 額：5 4 2 , 0 0 0 円が 2 回

契 約 内 容：大松小学校の近隣にある県有地の草刈り業務を委託するものである。
2 回の契約となっているのは、夏と秋に草刈りを実施するためである。

【税務課】

(1)

委託事業名：自動車税・自動車取得税申告書等に係る精査検算業務

受 託 者：財団法人徳島県自動車税証紙取扱協会

この財団法人に対する県の出資等はない。

契 約 種 別：随意契約（一者随契）

当初契約額：1 3 , 5 7 2 , 3 0 0 円

精 算 額：1 3 , 5 7 2 , 3 0 0 円

契 約 内 容：自動車税（県内に主たる定置場のある自動車の所有者に課税）及び自動車
取得税（県内に主たる定置場のある自動車を取得した者に課税）に関して、
その申告書の受付・確認・納付状況の確認等を委託する業務である。

(2)

委託事業名：自動車二税電子計算処理業務

受 託 者：テック情報株式会社

契 約 種 別：随意契約（一者随契）

当初契約額：3 8 , 8 9 4 , 1 7 2 円

精 算 額：3 8 , 8 9 4 , 1 7 2 円

契 約 内 容：自動車二税の課税業務に関して計算処理や出力処理等の電算化に係る業務
を委託する契約である。

平成 1 4 年に受託者が自動車二税の電子計算処理システムを開発し、自動
車税事務所の入力等に関して、受託者が運用維持管理を行う。

意見

システム開発の受託者に半永久的に随意契約による委託がなされるという問題がある。
積算内訳等の詳細な資料が無く、価格の妥当性についての検討が十分に行われていない
おそれがある。

(3)

委託事業名：県税トータルシステム運用維持管理業務

受 託 者：富士通株式会社徳島支店

契 約 種 別：随意契約（一者随契）

当初契約額：60,952,500円

精算額：60,952,500円

契約内容：県税に関する電算システムの運用維持管理業務を委託する契約である。そのシステムを受託者が開発しており、そのために随意契約によっているという。

意見

システム開発の受託者に半永久的に随意契約による委託がなされるという問題がある。

(4)

委託事業名：外形標準課税等システム開発業務

受託者：富士通株式会社徳島支店

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：193,200,000円（複数年契約）

（平成15年度107,100,000円）

（平成16年度 86,100,000円）

精算額：107,100,000円（平成15年度支出額）

契約内容：平成15年度に法人事業税の外形標準課税・県民税等の改正が行われ、そのための電算システムの改修業務を委託する契約である。同システムの開発を受託者が行い、ホストマシンも受託者製であるため、随意契約によっているという。

意見

システム開発の受託者に半永久的に随意契約による委託がなされるという問題がある。

【青少年育成チーム】

(1)

委託事業名：青少年センターの運營業務及び使用料徴収事務

受託者：財団法人徳島県青少年協会

同財団法人は、青少年センターを運営するために、昭和48年5月25日設立された法人で、100%県が出資した財団法人である。正規職員は、20名である。

契約種別：随意契約（一者随契）

「徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例」に基づいて、同財団法人に委託しているものである。

当初契約額：288,868,000円

精算額：302,787,000円

契約内容：徳島県が所有する青少年センターの運営並びにその使用料を徴収することを委託している。

なお、徴収した使用料は、県の歳入となっている。

意見

青少年センターの設置及び管理に関する条例には、確かに前記団体に「委託すること

ができる」旨の定めがある。しかし、同財団法人からの再委託金額も多額で（再委託先上位10社の合計金額43,142,035円）、民間委託と財団法人への委託とどちらが県に寄与するかを比較検討し、「指定管理者制度」の導入をすべきであろう。特に県が緊急の課題としている外郭団体の見直しの中で真剣に議論されるべき事柄である。テーマにおいて詳しく触れる。

(2)

委託事業名：徳島県立鷲敷青少年野外活動センター運營業務及び使用料徴収事務

受託者：鷲敷町

契約種別：随意契約（一者随契）

これは「徳島県立鷲敷青少年野外活動センターの設置及び管理に関する条例」第8条に基づくものである。

当初契約額：19,032,000円

精算額：19,032,000円

契約内容：徳島県が所有する徳島県立鷲敷青少年野外活動センターの運営及び使用料徴収を、施設のある地元鷲敷町に委託したものである。

意見

- ・この施設の規模及び性格を考慮すれば、引き続き県営施設として維持管理していくことは疑問である。地元自治体へ移管する等、適切な措置を望むものである。
- ・委託業務実績報告書に添付された委託料精算書には、2,708,702円の再委託金が計上されているが、その明細書が県に提出されていない。受託者が町とはいえ、再委託については、すべてその明細書及び実績報告書を提出させるべきである。その上で県と委託者の契約金額の妥当性を検証すべきである。

(3)

委託事業名：青少年プラン21ラジオ番組制作

受託者：セーラー広告株式会社徳島支社

契約種別：随意契約（コンペ方式：提出された企画案の良否を検討して選定する方式）

本件事業を始めた平成15年度にコンペを実施して、受託者に決定された。

当初契約額：2,000,000円

精算額：2,000,000円

契約内容：県が策定した「とくしま青少年プラン21推進アクション事業」の一環として、ラジオ番組を制作することを委託する契約である。

番組はエフエム徳島の、「ガッツ・トクシマ」という番組名で、自分の夢に向かってチャレンジしている県内の若者を紹介するものである。7月4日から9月26日までの毎週金曜日午後7時30分から午後7時55分まで放送されている。

意見

費用対効果を検討すべきである。県の厳しい財政状況を勘案すれば、事務事業の有効性の検証は不可欠である。

【県民環境政策課】

(1)

委託事業名：交通安全巡回車の運用による交通安全教育業務及び特定任意講習業務

受託者：社団法人徳島県安全運転管理協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：9,600,000円

精算額：9,600,000円

契約内容：県内各警察署等からの要請に基づき，県が所有する巡回車を派遣して，交通安全教育を実施しているものである。

意見

本件契約の巡回車の派遣回数については，明確な契約事項にはなっていないものの，積算上年間100回程度を予定しているのに，実際は50数回しか派遣されていない。しかし，委託金は，当初契約金額全額が支払いされている。十分な検証を行うことなく県費の支払いがなされている。委託契約の趣旨の徹底，十分な検証を行うべきである。

また，要請を行う警察署もその数において大きな開きがある。委託の有効性に疑問を感じざるを得ない。

(2)

委託事業名：テレビスポットによる交通安全広報

受託者：四国放送株式会社

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：2,499,000円

精算額：2,499,000円

契約内容：交通安全を広報するために地元テレビ局にテレビCMを放送することを委託する契約である。

(3)

委託事業名：徳島県交通安全フェア企画運営業務

受託者：エースシステム株式会社

契約種別：随意契約（コンペ方式）

但し，企画書を提出させて選考委員会で選考して契約した。

当初契約額：6,350,000円

精算額：6,350,000円

契約内容：県が毎年実施していた徳島県交通安全フェアの企画運営・会場設営・会場警備等を委託する契約である。

【男女共同参画課】

(1)

委託事業名：女性リーダー養成海外派遣事業

受託者：東急観光株式会社徳島支店

契約種別：随意契約（見積り合わせ）

当初契約額：4,500,000円

精算額：4,500,000円

契約内容：男女共同参画の先進国に県内女性を派遣するための旅行業務の委託である。派遣される女性は県内在住の女性で30歳以上の人を公募して、選考委員が決定している。平成7年から実施されていたが、所期の目的を達成したため、平成16年度を最後に当該事業は終了するとのことであった。なお、派遣される女性は、旅費の半額を負担し、また、報告書等の作成提出が義務づけられている。

（2）

委託事業名：徳島県男女共同参画推進拠点整備計画策定業務

受託者：財団法人とくしま地域政策研究所

受託者は県の外郭団体の一つで、基本金2億円のうち県が9,000万円を出捐している。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：3,213,000円

精算額：4,000,000円

契約内容：男女共同参画推進拠点が備えるべき機能や施設規模、管理運営計画等について調査を行うとともに、既存施設の有効活用を前提として立地場所の要件等を調査し、男女共同参画推進拠点整備計画をとりまとめることを委託した契約である。

意見

・当初契約額と精算額に開きがあるのは、契約当初予定していなかった整備計画書200部と概要版500部を作成したからである。しかし、平成16年3月にこの計画書などは完成しているが、ヒアリングをした平成16年6月29日現在で未だこれらはどこにも配布されていない。いかなる計画をもって変更契約をして、計画書等を作成したのか疑問である。なお、この拠点施設は既に実施設計にかかっており、意見を集約してどのように役立つというのであろうか。所管課は、県費を支出している重要性を再認識すべきである。

・受託者には、県の職員が派遣されている。結局県職員を派遣して本件事業を担当させているのであり、委託契約とする必要があるのか、疑問である。

・契約時の見積書によると、人件費として、A・B・Cと記載して、それぞれ個別に異なる人件費が記載されているが、県担当者はそのA・B・Cが誰なのかを把握していない。結局見積書の検討ができていないということである。

（3）

委託事業名：DV等実態調査事業

受託者：財団法人とくしま地域政策研究所

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：3,000,000円

精算額：3,000,000円

契約内容：県民全般を対象として、DV（ドメスティック・バイオレンス＝家庭内暴力）についての認識及びその実態調査を委託した契約である。

県と受託者が協議して、内閣府などのアンケートを参考にして、調査項目を決めて、調査している。

【文化国際課】

(1)

委託事業名：地域の文学資源基礎調査業務

受託者：財団法人徳島県文化協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：4,600,000円

精算額：4,600,000円

契約内容：緊急地域雇用創出特別基金事業の一つであり、県内文学資源のデータ収集整理及びデータ入力を委託するもので、県内にある文学関係の同人誌を収集してデータ入力するものである。

意見

貴重な県内文化資源を調査収集し、これをデータ入力するその意義は理解出来るが、その後入力されたデータに県民がアクセスしようとしても生のデータのままである。費用対効果の観点から今後県民がアクセスしやすい情報開示の方法を検討すべきである。

(2)

委託事業名：徳島県郷土文化会館の運營業務及び使用料徴収事務

受託者：財団法人徳島県文化振興財団

県の外郭団体の一つで、基本金の10億3,300万円のうち、県が9億100万円を出捐している。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：328,546,000円

精算額：324,436,000円

契約内容：徳島県郷土文化会館の運營業務及び使用料徴収業務を委託する契約である。

なお、受託者の従業員の退職金については、別途積み立てを行っておらず、退職の度に委託金に含まれて支払いがなされている。

意見

清掃や警備業務などの再委託金が、83,400,365円（22業務）あり、全て随意契約で行われている。再委託金額が減少すれば当然に委託金額も減少するのであり、特に清掃業務などは随意契約を行う理由もない。県は受託者に対して、再委託に関し入札制度導入を働きかけるべきである。

本委託に関しては、今後指定管理者制度との関係で、抜本的に見直すことが必要とな

ろう。

(3)

委託事業名：徳島県立文学書道館の管理運営及び使用料徴収事務

受託者：財団法人徳島県文化振興財団

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：204,444,000円

精算額：187,141,000円

契約内容：平成14年度にオープンした徳島県立文学書道館の管理運営及び使用料徴収事務を委託する契約である。

(4)

委託事業名：徳島県AWAネットワークづくり推進事業

受託者：財団法人徳島県国際交流協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：1,800,000円

精算額：1,800,000円

契約内容：AWAネットワーク（徳島県に滞在経験のある人又は滞在する外国青年並びに県出身の海外移住者等との双方向の情報交換ネットワーク）を再構築して、徳島県を世界にPRしようとする業務である。

(5)

委託事業名：地域国際化支援フォーラム&フェスティバル開催事業

受託者：財団法人徳島県国際交流協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：5,500,000円

精算額：5,500,000円

契約内容：地域国際化フォーラム&フェスティバル開催及びこれに付随する業務を委託する契約である。

意見

当初契約時における企画運営費（人件費）は、200万円であったが、精算時において250万円にアップしている。経費の配分の変更について、契約書で明確に規定しておらず、受託者の判断に委ねてしまっている。結果として、変更契約の手続きも取らず明確なルールのないまま当初の計画とは異なった精算がなされている。このような事態が今後起こらないよう、適切な処置を望むものである。

(6)

委託事業名：在県外国人相談支援業務

受託者：財団法人徳島県国際交流協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：4,000,000円

精算額：4,000,000円

契約内容：在県外国人等に対し生活相談を実施するとともに、関係機関とのネットワーク化を図る業務を委託する契約である。

(7)

委託事業名：外国語版とくしま情報誌作成事業

受託者：財団法人徳島県国際交流協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：2,100,000円

精算額：2,100,000円

契約内容：外国語版の徳島を紹介する情報誌作成のための、情報収集・調査・作成企画及びその翻訳業務等を委託する契約である。

意見

・当初契約では、印刷製本業務も含まれていたが、その後の変更契約でこの業務がはずされている。しかし、委託金額は同一である。その理由は、印刷業務以外の情報収集・調査・作成企画及びその翻訳業務として当初予定していた対象の分量がA4パンフレット8頁分程度であったものが、他県との比較をした結果30頁程度にまで増加したからであるという。しかし、当初契約の仕様書が抽象的な記載にとどまっており、頁数に換算した分量まで記載されていないため、変更の必要性について客観的な検証が困難となっている。当初契約を締結する時点で、契約内容をできるだけ具体的かつ詳細に記載すべきであった。

(8)

委託事業名：旅券作成業務

受託者：財団法人徳島県国際交流協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：25,544,000円

精算額：24,738,000円

当初契約額より減少したのは、SARSの影響で旅券発行件数が減少し、超過勤務手当が減少したからである。

契約内容：旅券発行業務及びこれに関連する業務を委託する契約である。

平成12年度から地方自治法上の法定受託事務となっていて、県が国から受託している。

意見

本件事業に専任していない受託者の専務に対して、その給料の全額を本件委託金の中で支払いしている。今後早期の是正が必要である。

【情報政策課】

(1)

委託事業名：来庁処理によるデータエントリ業務

受託者：テック情報株式会社

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：5,797,512円

精算額：5,797,512円

契約内容：県庁内各課から持参された手書データをコンピューターに入力する業務である。受託者から常時2名が県庁内に派遣されて、日々入力作業が行われている。また、緊急性を要さず、県民の個人情報の含まれていない業務については、これとは別に「給与に係る外部データエントリ業務」として委託契約が締結されている。その精算額は、2,353,856円である。

意見

- ・受託者に対して本件事業を平成2年度以降継続して随意契約をしている。しかし、業務内容はコンピューターへの入力作業であり、コンピューターの作業に手慣れたものであれば誰でも可能な業務である。所管課の説明によると、受託者以外に入力業務を行える会社は県内に存在しないというが、極めて疑問である。契約方法を検討すべきである。
- ・庁内入力以外に前記のように外部入力の委託も同様に受託者に行っているが、個人情報を含めたセキュリティ面及びいずれが安価であるかの経済面を検討して今後の課題とすべきである。

(2)

委託事業名：システムエンジニア支援作業業務

受託者：富士通株式会社徳島支店

契約種別：随意契約（一者随契）

県庁内のホストコンピューターが受託者の製品であり、これを県がレンタルしていることから、随意契約で行っているということであった。

当初契約額：12,862,500円

精算額：12,862,500円

契約内容：県庁内にあるホストコンピューター（受託者からレンタル）の維持管理業務の支援を行うものである。

意見

業務の費用積算単価808,000円については、平成2年度のホストコンピューターの導入当初から単価の見直しをしていないということであるが、近年の人件費の低減傾向や本県の厳しい財政状況からすれば、当然に金額の再検討を行うべきである。

また、所要月数（人月）の積算においても、毎年の業務内容の見直しの際に十分精査する必要がある。

(3)

委託事業名：電子計算処理システムの運用維持管理業務

受託者：テック情報株式会社

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：27,027,000円

精算額：27,027,000円

契約内容：受託者が開発した総務省統計などのプログラムに関して，その維持管理を委託する契約である。

受託者から派遣された従業員4名が県庁内に常駐している。

意見

(2)と同様に，費用積算単価及び所要月数（人月）の積算について毎年見直しを行うべきである。

(4)

委託事業名：徳島県新給与システム開発等業務

受託者：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ西日本営業支店四国支店

契約種別：一般競争入札

当初契約額：442,269,450円（平成15年度から21年度までの7年契約合計額で，そのうち平成15年度分は，143,267,250円）

なお，県の設計額は，625,300,000円であった。

精算額：平成15年度分は，143,267,250円

契約内容：現在県庁内のホストコンピューターで管理されているものを，全庁LANを通じて直接各課が入力できるシステムを開発させようとするものである。

平成14年度に基本設計が完成し，本契約は，その翌年度から同16年度中のシステム開発，同17年度からの運用開始，同21年度までの保守管理を含めた契約である。

意見

システム開発は平成16年度中に完成予定である。その後は運用及び維持管理が始まり，その分を含めて一般競争入札により契約をしたという意味で，今後の参考になる。ライフサイクルコストを当初から視野に入れた契約形態であり，今後同種契約をする際のモデルケースとなり得るものである。

(5)

委託事業名： 予算編成支援システムの保守，管理及び運用支援業務

予算編成支援システム第1次機能改善業務

予算編成支援システム第2次機能改善業務

予算編成支援システム第3次機能改善業務

受託者：四国システム開発株式会社

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額： 3,981,600円

7,455,000円
11,340,000円
7,371,000円
精算額: 4,265,100円
7,455,000円
11,340,000円
7,371,000円

契約内容: は、予算編成支援システムの保守、管理等を行うものであり、以下はそのシステムを改善するものである。

【統計調査課】

(1)

委託事業名: 統計調査員確保対策事業

受託者: 徳島市, 鳴門市, 阿南市

契約種別: 随意契約(一者随契)

当初契約額: 155,000円 34,000円 28,000円

精算額: 155,000円 34,000円 28,000円

契約内容: 国からの受託事業であり、調査員の確保を円滑に行うため、人口5万人以上の市町で統計調査員希望者の登録を行い、併せて統計調査の実務知識の向上を図るため研修等の事業を市町に委託する契約である。

なお、調査員の報酬はこの事業とは別に調査ごとに国から支出される。

(2)

委託事業名: 統計調査員確保促進事業

受託者: 徳島市, 鳴門市, 阿南市

契約種別: 随意契約(一者随契)

当初契約額: 157,000円 43,000円 37,000円

精算額: 157,000円 43,000円 37,000円

契約内容: (1)の事業を補完するための県単独の事業である。これ以外に1市3町に同様の委託をしている。

【市町村課】

(1)

委託事業名: 住民基本台帳ネットワークシステム監視及び保守業務

受託者: 財団法人地方自治情報センター

住民基本台帳法に規定する、総務大臣が指定し、都道府県知事が本人確認情報処理事務を委任する「指定情報処理機関」である。

契約種別: 随意契約(一者随契)

当初契約額: 78,299,622円

精算額: 78,299,622円

契約内容：平成11年8月に成立した「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により，その構築が定められた住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークシステムの監視及び保守を委託する契約である。

住民基本台帳ネットワークシステムの稼働により，一般旅券の交付申請・宅地建物取引主任者資格の登録申請・恩給受給手続等で住民票の添付等が不要となっており，将来的には，住民票の添付等が必要とされているほとんどの行政手続に拡大される予定であるという。

(2)

委託事業名：徳島県明るい選挙推進事業

受託者：徳島県明るい選挙推進協議会連合会

受託者は法人格を有さない任意団体である。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：2,700,000円

精算額：2,500,000円

契約内容：昭和27年に前年に実施された統一地方選挙で選挙違反が続出したことに対する反省から民間団体で選挙犯罪に反対する運動が盛り上がり，各地で明るい選挙運動が始まった。それが官民一体の運動となり，本事業につながっている。

公正な選挙等を実施するために，講演会を実施，啓発研究会を実施，街頭啓発の実施，啓発指導者研修会の実施，若人の集いの開催を委託する契約である。

意見

県が直接事業を実施せず，委託事業としているのは，より運動の広がりを持たせるためであるというが，その効果のほどを検証するのは困難である。

【環境企画課】

(1)

委託事業名：地球にやさしい環境県民運動推進事業

受託者：とくしま環境県民会議

受託者は，任意団体である。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：20,000,000円

精算額：20,000,000円

契約内容：地球温暖化を防止するための普及啓蒙活動である。「ストップ温暖化徳島キャンペーン」の実施に関する業務を委託する契約で，県民の地球温暖化防止に向けた取り組みを拡大するための事業である。具体的には，アクションプログラムとして，タウンミーティング・省エネ住宅見学会等を，また，地元新聞への掲載を数回にわたって実施している。

国からの補助金が交付されている。

意見

契約当初の企画書には、エネルギー体験見学会が含まれていたが、実際には実施されていない。契約はこの見学会を実施することを前提として積算して締結されており、国や受託者との協議の中で企画内容の変更が行われたとしても、その経緯を記録し、それに基づく指示書又は変更契約の締結等、適切な処置を執るべきであろう。

(2)

委託事業名：とくしまエコタウンプラン策定業務

受託者：株式会社三菱総合研究所

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：2,000,000円

精算額：2,000,000円

契約内容：事前に実施された調査結果を基にして、とくしまエコタウンプランを策定することを委託する契約である。

廃棄物ゼロ社会を目指した事業である。

意見

策定された結果は、県が提出した資料を基にしたもので、果たして委託する必要があったか疑問である。県が独自に策定することも十分可能な事業であろう。

(3)

委託事業名：循環資源実態調査

循環資源とは、産業廃棄物等のうち有用な物を意味する。

受託者：財団法人徳島県環境整備公社

受託者は県の外郭団体の一つで、基本金1,500万円のうち、県が58%にあたる870万円を出捐している。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：14,300,000円

精算額：14,300,000円

契約内容：緊急地域雇用創出特別基金事業の一つであり、事業は事業所における廃棄物処理に関する意向把握とともに循環資源の実態調査を委託する契約である。

調査結果のうち、循環資源については、県のホームページ「リサイクルネット徳島」に登録を行っている。

(4)

委託事業名：東山溪及び中部山溪県立自然公園及びその周辺における公園計画策定のための各種調査

受託者：株式会社アーバンプロジェクト

契約種別：一般競争入札

当初契約額：19,740,000円

精算額：19,740,000円

契約内容：緊急地域雇用創出特別基金事業の一つである。徳島県は、県立公園を指定しているが、公園計画の策定ができておらず、これは全国で徳島県だけであるところ、公園計画のための調査作業を委託する契約である。

公園計画において特別地域の指定ができれば、開発を制限出来ることになる。

東山溪・中部山溪の各県立自然公園の植生を中心とした環境調査と市町村等から聴取して、公園計画を策定するための資料を作る事業であり、その資料を基にして今後県の環境審議会において公園計画を策定する。

(5)

委託事業名：四国のみち再整備事業

受託者：徳島県森林組合連合会

契約種別：随意契約（見積り合わせ）

当初契約額：11,260,000円

精算額：11,260,000円

契約内容：緊急地域雇用創出特別基金事業の一つである。「四国のみち」の清掃草刈り・簡易な補修を委託する契約である。

【廃棄物対策課】

委託事業名：夜間・休日廃棄物不適正処理監視業務

受託者：合建警備保障株式会社

契約種別：指名競争入札

当初契約額：12,075,000円

精算額：12,075,000円

契約内容：緊急地域雇用創出特別基金事業の一つである。廃棄物の不法投棄や野外焼却等の不適正処理は夜間に行われることが多く、監視員制度で対応していない夜間・休日の監視を行うことを委託する契約である。

県は平成4年度から監視員制度を実施しているが、これは夜間・休日を除いていることから、本契約はこれを補完するものである。

意見

指名競争入札の方法で契約しているが、県の予定価格（20,895,000円）と当初契約額に大きな開きがある。これは受託者が利益を度外視して、新たな求人雇用を目的としたものであるから、このような低い金額になったという。しかし、この緊急地域雇用創出特別基金事業は人件費が概ね8割以上と決められていて、また、平成13年度、同14年度と実施しており、県の予定価格算定に問題があるのではないかと。

【環境管理課】

委託事業名：環境情報整備事業

受託者：株式会社J-時空間研究所

契約種別：随意契約（プロポーザル方式：契約をする上でもっとも適した契約相手方

を、技術力や経験、契約にのぞむ体制等を含めた提案書を提出させた上で選ぶ方式)

県が見積りを依頼したのは90社で、うち説明会に66社が参加し、18社が応募してきた。この説明会の中で、県の予算額が、1,300万円であることも明らかにしている。

応募されたものを、選定委員会で選定して契約している。

当初契約額：13,000,000円

精算額：13,000,000円

契約内容：土壌汚染対策法が施行され、国からの指示に従った台帳作成を要求されており、これに対応する事業である。国からの補助金もある。

水質汚濁防止法等の届け出、許可、また、公共用水域等の水質データを一元的に管理するための、データベース化及びネットワーク化を図るためのシステム構築である。

意見

プロポーザル方式により受託者を選定し随意契約を行ったことは、この種の契約の金額算定が困難であること、今後将来の維持管理の費用などを考慮すると有用な契約種別である。

なお、説明会において、金額を開示しているが、各社の見積金額をみてもばらつきがあり、この開示がなかったとしたらさらに低い金額で契約できた可能性もある。

【保健福祉政策課】

(1)

委託事業名：援護関係事務(遺族年金等請求指導等)

受託者：財団法人徳島県遺族会

契約種別：随意契約(一者随契)

当初契約額：3,417,200円

精算額：3,417,200円

契約内容：昭和19年6月29日、徳之島亀津北東12km付近で被災した富山丸に関して、毎年行われている慰霊祭への花環・供物等の経費である。

なお、富山丸では、徳島県関係者が、380名死亡している。

金額21,000円

沖縄県糸満市にある「徳島の塔」における慰霊祭への、花環・供物の経費である。

金額52,500円

本県出身者の戦没者慰霊のための戦跡巡拝を海外で毎年行っており、その慰霊のための経費である。

金額94,500円

遺族年金等請求指導と失権防止に関する相談業務を委託する契約である。

金額2,381,000円

年金受給者失権防止研修業務を委託する契約である。

金額420,000円

戦没者の遺族に対する特別弔慰金等相談業務を委託する契約である。

金額 448,200円

意見

については、受託者が何を供物としたかその領収書が県に提出されていない。

については、契約当初の実施計画書では、15カ所での遺族大会等で研修を行うとして県に提出されていたが、受託者の実績報告書では、13カ所で研修を行ったとして報告されている。回数不足に関する調査が行われていない。契約と異なる実施内容になっていたのであれば、変更契約等適正な措置を取ることを検討すべきである。

(2)

委託事業名：援護関係事務（傷病恩給等の請求指導等）

受託者：徳島県傷痍軍人会

(1)の受託者と同一の場所にある。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：2,318,700円

精算額：2,318,700円

契約内容：傷病恩給等の請求指導，その他援護関係の業務を委託する契約である。

意見

受託者の事務員の給料全額が本件委託金の中から支払われている。しかし、受託者の事務員は、本件委託事業以外の事務も行っているものであり、委任事務の割合に応じた適正金額を査定すべきである。

(3)

委託事業名：援護関係事務（旧軍人恩給の請求事務指導等）

受託者：徳島県軍恩連盟

受託者は、軍人恩給を受けている人の任意団体である。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：411,000円

精算額：411,000円

契約内容：旧軍人の恩給請求権及び軍歴不明者等の個人相談事業である。

(4)

委託事業名：援護関係事務（恩給欠格者慰籍事業に係る請求指導）

受託者：軍人軍属恩給欠格者全国連盟徳島県連盟

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：300,000円

精算額：300,000円

契約内容：軍人軍属恩給者に関して、その受給を受けていない者への指導啓発業務である。

(5)

委託事業名：社会福祉従事者研修事業

受託者：社会福祉法人徳島県社会福祉協議会

契約種別：随意契約（一者随契）

受託者は、社会福祉法の「福祉人材センター」の指定をうけた県内唯一の団体で、これを理由として、随意契約によっている。

当初契約額：29,219,000円

精算額：29,219,000円

契約内容：社会福祉法には、指定を受けた「福祉人材センター」が社会福祉に従事するものへの研修を実施することを定めており、これを県が委託する契約である。

意見

研修は、階層別研修・職務別研修・特別研修に分かれており、有料である。資料代程度であるというが、それは、受託者の収入になっている。平成6年3月の厚生省通知によると、人材センターの事業主体は県であるとされている。県の事務事業を受託者に委託したのであり、県の収入にすべきであり、改める必要がある。所管課は、研修は人材センターの本来業務という位置づけもあるため、研修に要する費用の不足分を受託者が収入としているというが、それでは県の事業でなくなり、県が委託できなくなる。所管課の説明では不十分である。

(6)

委託事業名：県福祉人材センターの運営事業

受託者：社会福祉法人徳島県社会福祉協議会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：53,327,000円

精算額：53,327,000円

契約内容：社会福祉法によって指定されている、福祉人材センターの運営を委託する契約である。

(7)

委託事業名：県立総合福祉センターの運営管理及び使用料徴収事務

受託者：社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：57,049,000円

精算額：58,270,000円

契約内容：県立総合福祉センターの運営業務及び会議室使用料の徴収を委託する契約である。

意見

受託者から再委託されている業務があるが、再委託先に関して、県は年一回の監査の際チェックしているにとどまり、県に対して再委託先との契約方法、あるいは支払い内

容等に関して、報告義務を課していない。これでは委託金額の適正調査は不十分とならざるを得ない。県は受託者に対して、再委託前にその金額・契約種別・積算根拠を詳細に事前報告させるべきである。

【医療政策課】

(1)

委託事業名：老人医療費適正化推進事業に係る老人医療費分析システム開発業務

受託者：徳島県国民健康保険団体連合会

契約種別：随意契約（一者随契）

受託者は、レセプトの審査機関であり、医療費分析の実績があるため随意契約とした。もともと契約額の大半（6,363,000円）を株式会社テック情報に再委託している。

当初契約額：7,151,025円

精算額：7,151,025円

契約内容：平成14年10月老人保健制度の改正が行われ、老人医療費の現状把握・分析から適正化施策の検討実施、施策の評価が必要とされており、そのためのシステム開発である。

意見

- ・契約日と同日に再委託契約が締結されているが、県担当者に確認したところでは、受託者の再委託契約には、県は全く関与していないという。県からの委託金額の大半が、再委託先に支払われているのであり、県のチェックとしては不十分である。
- ・契約金額の積算根拠が明らかではない。システム開発に必要な人月で計算しているというが、何故算定の基礎となった人月なのかの具体的な根拠を県は持ち合わせていない。算定根拠についての検討をすべき部分である。随意契約の欠点である。

(2)

委託事業名：県立看護学院の運営並びに授業料の収納及び証明手数料徴収事務

受託者：社団法人徳島県医師会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：278,454,000円

精算額：268,349,000円

契約内容：県立看護学院の運営等を委託するものである。もともと県医師会が運営していた准看護学校と県立施設を統合したもので、それ以来県医師会に委託している。

意見

- ・当初契約額と精算額に大きな開きがある。その理由を問いただしたところ、当初予定していた外部講師を、学内の講師で賄ったことにより、金額に差額が出たということであった。しかしながら、学内の講師で担当できるものであれば、当初契約の時点でチェックできたはずであり、県の契約に関する審査が不十分なことを示すものである。

さらにこの点に関して帳票を確認すると、共済費を1,600万円多く違算していた

ことからこれを訂正し、その結果金額に差異がでたという。その最大の理由は、受託者が契約前に示した見積額の誤りであることが判明した。如何に県のチェックが不十分かを露呈している。

・当該年度において退職した受託者従業員の退職金を全額支払している。この対象者は看護学院における専任教員等に限定されており、他の職員との人事交流はない。退職金については、毎年の委託契約金の中から給与額の6%が退職給与引当金として積み立てられ、当該年度には引当金の額が5,630,000円となっていたが、現実に発生した退職者の退職金として不足したため25,807,726円を追加して、28,483,018円の退職金を支給したものである。しかしながら、退職金は、当該年度だけではなく過年度になされた労働の対価でもある。契約書の文面上も、退職金の支払いに関する規定はない。にもかかわらず、それについて、当該年度の委託契約の委託料として県が全額負担することには検討の余地がある。とりわけ退職給与引当金が毎年計上されていること、県と受託者との間で過年度の退職金を全額支払うとの契約もないことなどを考慮すると今後改善の余地がある。

(3)

委託事業名：県立看護学院生活相談員配置事業

受託者：社団法人徳島県医師会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：5,250,000円

精算額：5,250,000円

契約内容：緊急地域雇用創出特別基金事業の一つである。委託事業は、看護学院の学生の中に、中退者等が増えてきていることから、学生へのケアを目的として、生活指導員を雇用するものである。

意見

このような専門的な人材の確保を緊急地域雇用創出特別基金事業として行うことが、適切なのか疑問の余地がある。また、かかる内容の事業委託が真に必要なか否か、再検討すべきである。

(2),(3)に関連しての意見

県立看護学院は、准看護師を養成する学科（定員120人）と准看護師の資格を有する者が看護師の資格を取得するための学科（定員100人）の2コースがある。

准看護師の資格を取得するためには、高校の衛生看護科を卒業するか、准看護師養成所を卒業して、都道府県が行う資格試験を受ける。県立看護学院は、の養成所である。

看護師の資格を取得するためには、高校卒業後看護系の大学で4年間学び、高校卒業後看護短大若しくは看護師養成所で3年間学び、准看護師資格取得後、高等学校専攻科若しくは看護短大で2年間、又は看護師養成所で2年間、若しくは3年間（定時制）学び、高等学校（5年一貫教育）で5年間学び、国家試験を受ける必要がある。

県立看護学院はの定時制の養成所である。

准看護師養成所は、県立看護学院以外に2カ所ある。准看護師資格取得者の看護師養成所は、平成17年4月以降は、県立看護学院だけしかない。

上記のような養成所としての機能を有する県立看護学院であるが、問題は、高度医療が唱えられている現在、准看護師養成所を県が継続して設置運営する必要があるのかという点である。県は、10年以上の就業経験を持つ准看護師を対象に、通信制教育による看護師への養成課程を、県立看護学院に平成17年4月に開設予定である。このような状況において、少なくとも現在の定員を今後も維持すべきかどうかについて検討すべきである。

【健康増進課】

(1)

委託事業名：精神科救急医療システム整備事業

受託者： 社団法人徳島県精神病院協会
医療法人あいざと会
医療法人一樹会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額： 単価契約
単価契約
単価契約

精算額： 16,222,035円
1,923,561円
250,020円

契約内容： ～ とともに、精神科救急医療施設の運営費と事務費である。具体的には、在宅の精神障害者に対する休日夜間等における診療体制の確立を目的としているものである。厚生労働省の通知に根拠がある。

(2)

委託事業名：先天性代謝異常症等検査業務

受託者：財団法人徳島県総合健診センター

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：27,519,165円

精算額：27,519,165円

契約内容：先天性代謝異常等を早期発見し早期治療につなげることにより、心身障害の発生を防止することを目的として、県内の医療機関で生まれた新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を実施することを委託する契約である。

意見

積算資料を確認すると、その内訳である賃借料に関して消費税込みの金額で計上されているが、その後賃借料を含めた合計金額に対しても消費税が上乘せられて計算されている。結果的には、賃借料についての消費税相当額が、内訳の段階と合計金額の段階で二重計上されている。所管課によると、内訳の段階での消費税は受託者の利益相当分と

して積算しているものであり，消費税という表記は記載上の便法に過ぎないとのことであるが，もしそうであるならば表記方法等を検討すべきである。

(3)

委託事業名：難病医療申請適正化事業

受託者：株式会社サンシステムエンジニアリング

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：5,743,038円

精算額：5,743,038円

契約内容：緊急地域雇用創出特別基金事業の一つである。事業内容は，特定疾患医療受給者証の有効期間更新を希望する者の申請受付等に関する入力業務である。

(4)

委託事業名：公衆衛生学的調査研究事業

受託者：徳島大学契約担当官

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：2,000,000円

精算額：2,000,000円

契約内容：難病に関する疫学及び臨床研究を委託し，研究成果を難病の診断及び治療法の向上に役立てることを目的として，委託したものである。

意見

・委託内容は，有用なものであろうが，県が主体となるべき事業であるのか，委託契約になじまないのではないのか，また，その効果検証はどのようにするのか，問題がある。すなわち本件事業は，テーマの選定も成果品に関する権利保持も受託者にあり，委託契約にはそぐわないと考えられる。

・徳島大学契約担当官の報告も消費税の記載が入っていたり入っていなかったりなど，区々に分かれている。

・県に対する事業報告は研究論文の要約及び一部抜粋が添付されており，その業績は徳大内部でも生かされていて，県民へのフィードバックは地域保健関係者医師等研修会での解説や治療行為等を通じてなされるというが，あまりにも間接的である。今後同種の契約を締結する際には，県民へのフィードバックができる契約内容にすべきである。

(5)

委託事業名：難病患者の相談に関する調査研究事業

受託者：徳島大学契約担当官

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：836,000円

精算額：836,000円

契約内容：難病患者等の療養上の不安の解消を図るため，難病患者及びその家族に対して，専門スタッフによる相談事業を行う。

(6)

委託事業名：8020運動推進特別事業

受託者：社団法人徳島県歯科医師会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：6,000,000円

精算額：6,000,000円

契約内容：80歳まで20本の歯を持つ運動を推進するための啓発に関する委託事業である。この事業は、国が100%補助するものである。

【県立病院課】

委託事業名：情報ネットワーク用のインターフェイスソフトの開発事業

受託者：徳島県病院事業開設者

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：12,486,515円

精算額：12,486,515円

契約内容：徳島県が徳島県立中央病院に委託し、中央病院は日本電気と有限会社コンパスに再委託している。本件事業は、緊急地域雇用創出特別基金事業の一つである。委託の内容は、カルテなどの患者情報をネットワークで結び、患者の情報管理を即時に行えるように計画しているものである。

【薬務課】

(1)

委託事業名：徳島県献血制度推進特別事業

受託者：セーラー広告株式会社徳島支店

契約種別：随意契約（コンペ方式）

随意契約とはいえ、予算の範囲内での見積書並びにフェスティバルの内容を提出させて、審査員が各企画の啓発効果や経済性等に対し点数を付けて、もっとも効果的な企画を提出した者との間で、契約したものである。

また、これに参加した会社には、あらかじめ上限額を県から提示してその中で見積りを提出させている。

当初契約額：4,987,500円

精算額：4,987,500円

契約内容：徳島県が毎年実施している献血フェスティバル「あわあぶらっど」の広報及び会場設営並びに会の進行運営を委託する契約である。会場選定は、毎年献血熱の低い町村を優先的に選んで実施している。町村からの希望も聴取して町村のイベントと合体させることもある。

本件委託契約の効果であるが、この企画を開催した町村では、献血が増加しているという。

意見

・説明会において金額を開示しているが、それがなければより低い金額での契約がなさ

れた可能性がある。

・県が予め開示している金額は500万円で、その積算金額は過去の実績であるという。しかし、毎年同じような内容の企画であり、過去の実績を積算根拠とするならば毎年減額となるとも考えられ、今後の契約には、この点も考慮して積算すべきであろう。

(2)

委託事業名：献血者確保対策事業

受託者：徳島県赤十字血液センター

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：11,400,000円

精算額：11,400,000円

契約内容：この事業は、緊急地域雇用創出特別基金事業の一つとして実施されたものである。具体的には、献血事業所の開拓や献血依頼、採血車配車等の業務を行うスタッフの雇用である。

雇用される者は失業者であり、雇用促進のための制度である。その経費は、雇用された者の報酬の外に、受託者側の人員の給料の一部が支出されている。

意見

受託者との間では、雇用される者は失業者であることを定めた契約書がある。受託者は、失業者であることを確認しているが、県はハローワークの活用を確認を行っているものの、受託者の確認方法の詳細について確認を行っていない。雇用促進を図ろうとする制度趣旨からして万全を期すべきであった。

【生活衛生課】

委託事業名：動物愛護管理センター動物愛護関係事業

受託者：社団法人徳島県獣医師会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：26,000,000円

精算額：24,470,251円

契約内容：動物愛護管理センターの事業である、しつけ方教室、ふれあい教室等を委託して、実施するものである。

所管課の説明によると、他の県では、県が直接実施しているケースが多いが、徳島県はアウトソーシングの一環として、受託者に委託しているという。

【障害福祉課】

(1)

委託事業名：徳島県リフトバス運行事業

受託者：財団法人とくしまノーマライゼーション促進協会

受託者は、基本金1億2,000万円のうち県が5,900万円を出捐して平成8年設立された財団法人で、以前は障害者スポーツ協会と称していた。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：6,000,000円

精算額：6,724,120円

契約内容：本事業は、障害者の社会参加を目的とした事業で、平成8年に県がバスを購入し、その運行を受託者に委託している。もっとも受託者は、バスの運行は徳島バスに再委託している。バスの運行は、障害者団体からの要請により、1団体年間2回までの利用を限度として運行されている。

意見

委託金額の積算根拠を確認すると、その内訳は需用費、役務費、委託料（徳島バス株への再委託料）であり、受託者の本事業に関する人件費については積算根拠には含まれていなかった。この点について確認すると、本事業に関する人件費については他の委託契約でまとめて計上しているということであった。個別契約の趣旨を没却するものであり、契約ごとの人件費を按分して委託契約をする方法に改めるべきである。

(2)

委託事業名：ひのみね療育園の管理運営及び使用料徴収事務

受託者：日本赤十字社徳島県支部

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：234,942,000円

26,781,000円

309,615,000円

精算額：219,366,446円

38,340,404円

312,830,666円

契約内容：契約書は3通交わされているが、がひのみね療護園、がひのみね学園、がひのみね療育園の管理運営・使用料徴収事務を委託するものである。が定員50名で、身体障害者の入所を目的とする施設で、が定員30名で、肢体不自由児の入所を目的とする施設で、が定員110名で、重症心身障害児の入所を目的とした施設である。

これらの3施設は同じ敷地内に建っている。それぞれ個別に3つの契約をしているのは、補助金の関係から分離しているものである。

(3)

委託事業名：医療費審査支払事務委託

受託者：徳島県国民健康保険団体連合会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：単価契約

精算額：611,340円

契約内容：国民健康保険を利用している障害児の施設措置医療に対する医療費の審査支払事務を委託する契約である。国民健康保険のうち自己負担分を公費で負担しており、その審査及び支払を委託している。

(4)

委託事業名：医療費審査支払事務委託

受託者：徳島県社会保険診療報酬支払基金

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：単価契約

精算額：678,907円

契約内容：社会保険を利用している障害児の施設措置医療に対する医療費の審査支払事務を委託した契約である。国民健康保険のうち自己負担分を公費で負担しており、その審査及び支払を委託している。

(5)

委託事業名：おおぎ学園管理運営及び使用料徴収事務

受託者：社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：243,504,000円

精算額：236,858,000円

契約内容：知的障害者の施設であるおおぎ学園の施設管理及び使用料徴収事務を委託している。

(6)

委託事業名：あけぼの更生センター管理運営及び使用料徴収事務

受託者：社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：211,933,000円

精算額：204,825,190円

契約内容：知的障害者の更生施設である、あけぼの更生センターの管理運営及び使用料徴収事務を委託するものである。

(7)

委託事業名：あけぼの授産センター管理運営及び使用料徴収事務

受託者：社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：60,252,000円

精算額：58,000,553円

契約内容：知的障害者の授産施設である、あけぼの授産センターの管理運営及び使用料徴収事務を委託する契約である。

(2)(5)(6)(7) に関連しての意見

10ある障害者（児）施設の管理運営形態の抜本的見直しを図っており、平成16年9月に、「県立障害関連施設のあり方検討会」を立ち上げて、指定管理者制度導入を視野

に入れながら、今後の障害者（児）施設に関して、民間委託・民間移譲を含めた検討が行われ、平成17年1月末に報告書が県に提出された。県は、検討会の提言を踏まえ、時代のニーズに即した施設としての速やかな見直しを望むものである。

【人権課】

委託事業名：隣保館活動支援業務

受託者：徳島県隣保館連絡協議会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：11,498,962円

精算額：11,389,041円

契約内容：隣保館は県内に43館存在している。その運営主体は市町であるが、これらの隣保館で勤務する職員の研修及び隣保館が行う活動の啓発を委託する契約である。

意見

当初契約額には相当額の人件費が含まれている。受託者には1名の職員が常駐しているところ、その職員の給与は全額県が支払いしている。一方で受託者は、県が委託している事業だけを行っているものではない。県が常駐職員の給与全額を支出する根拠に乏しく、早々に改めるべきである。

【長寿社会課】

（1）

委託事業名：介護実習・普及センター運営事業

受託者：社会福祉法人健祥会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：32,958,000円

精算額：32,761,000円

契約内容：県が実施すべき介護実習・普及センターの運営を受託者に委託して、実施している。この事業は平成4年に国から指導されていたところ、県には適当な場所がなく実施できなかったが、受託者が建築した建物に実施できるスペース及び施設が備わっているところから、委託するに至ったものである。

意見

人件費の積算に当たり、平成12年度までの国庫補助積算根拠（老人福祉施設措置費事務員単価）を使用して、これを基準にしているが、平成13年度から一般財源化された後も見直しがされておらず、積算方法の工夫が必要である。

（2）

委託事業名：軽費老人ホーム運営事業

受託者：社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

受託者は県が100%出資した外郭団体である。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：120,496,000円

精算額：110,418,392円

契約内容：自宅で療養できない60歳以上の人が入所する施設の運営である。

(3)

委託事業名：訪問介護員養成研修事業10件

受託者：日本赤十字社徳島県支部ほか

契約種別：随意契約(一者随契)

当初契約額：10件合計8,611,000円

精算額：10件合計8,611,000円

契約内容：介護保険法によって制度化された訪問介護員を養成するための研修を委託する契約である。

【こども未来課】

(1)

委託事業名：こどもとおでかけ応援事業

受託者：徳島県保育事業連合会

契約種別：随意契約(一者随契)

当初契約額：2,000,000円

精算額：2,000,000円

契約内容：県が主催又は共催する講習等で、幼少の子供を持つ保護者を対象とした場合、安心して子供を任せられるように、その現場に保育士を派遣することを委託する契約である。

(2)

委託事業名：被虐待児支援事業

受託者：徳島県児童養護施設協議会

契約種別：随意契約(一者随契)

当初契約額：1,450,000円

精算額：1,450,000円

契約内容：県内にある7カ所の民間児童養護施設における被虐待児童の処遇研究及び児童虐待防止等に関する協議・検討を行い、入所児童の処遇向上並びに児童虐待の発生予防を図るための被虐待児支援事業を委託する契約である。

(3)

委託事業名：徳島県立徳島乳児院運営事業

受託者：日本赤十字社徳島県支部

契約種別：随意契約(一者随契)

当初契約額：措置費単価

精算額：262,867,620円

契約内容：県立徳島乳児院の運営管理を委託する契約である。

意見

・単年度契約であるが、昭和58年に締結した契約書を自動更新を重ねて現在も利用して、毎年契約書を作成していない。しかし、その契約書によるとひのみね学園の管理運営委託が含まれているが、実際にはこの委託は含まれていないのであり、契約と契約書の内容に齟齬が生じている。現状に即した新しい契約書に書き換えるべきである。

・契約後県が受託者に委託金を支払っているが、その後一部が県に返還されていて、最終的な返還額が約700万円であり、また、これ以外に年度途中で1,000万円の過払いを相殺処理により調整している。その原因は、6月と11月に支払われた人件費分を年度当初の人員により積算したところ、実際に稼働した人員は、年度当初で見込んだ人員に比べて、大きなずれが生じたためである。支払前に現実に必要な人件費の積算をし、より正確な精算に努めるべきである。

【地域経済再生課】

委託事業名： 戦略企業集中支援事業， 同左

受託者： 財団法人とくしま産業振興機構， 社団法人徳島ニュービジネス協議会

契約種別： ， ともに随意契約（一者随契）

の受託者は、県内の中小企業の情報に通じていること、の受託者はベンチャービジネス業界に通じているとして随意契約によっている。

当初契約額： 28,936,000円 12,728,000円

精算額： 23,166,642円 7,922,282円

当初契約額といずれも差異が生じているのは、企業が求める人材と職を求めるビジネス・スペシャリストとのミスマッチ等により具体的な雇用に結びつかなかったこと、また、人材を必要とする企業の応募が少なかったためである。

契約内容： ， のいずれも、緊急地域雇用創出特別基金事業の一つである。

その内容は、県内中小企業へビジネス・スペシャリストを派遣するものである。

17企業に17名派遣し、うち8名がその後正規採用されている。

意見

， とも同じ内容の事業であるにも拘わらず、については、公認会計士及び社会保険労務士の顧問料が計上されているが、にはこの経費が計上されていない。果たしてについてこのような経費支払いが必要であろうか。また、同じ課が扱った契約であるにも拘わらず、この点に関する検討がなされていない。

【労働政策課】

(1)

委託事業名：総合労働相談サービス推進事業

受託者：社団法人徳島県労働者福祉協議会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：18,000,000円

精算額：18,000,000円

契約内容：県が行っている労働相談以外に，平日の夜間・土曜・日曜に，労働相談を実施する契約である。本件事業は，緊急地域雇用創出特別基金事業の一つであり，相談員を雇用するものである。相談時間は，平日が午後2時から午後8時まで，土曜・日曜が午前10時から午後4時までである。

意見

・緊急地域雇用創出特別基金事業の場合，人件費の割合が80%を超えることが要件とされていて，現に本件契約書にはその旨明記されている。しかしながら，本件事業では，この要件を満たしておらず，人件費比率は約71.2%である。所管課の説明によると，徳島県全体で80%の要件を満たしていれば問題はないというが，契約書に明記されている以上要件を十分に満たしていないと言わざるを得ない。また，当課は，緊急地域雇用創出特別基金事業を所管する課でもあり，より適正な事務処理をすべきである。

・本件契約締結前の見積書には，諸経費の詳細な資料が添付されていないなど，契約締結前の検証が十分でなく，より適正な事務処理をすべきである。

・県が行っている平日の労働相談だけでは利用することが困難な労働者のために実施することを目的としているといいながら，相談員の契約時間は，平日の場合午後2時から契約となっていて，従前から実施されている労働相談と時間的に重複し，目的との整合性が図られていない。

(2)

委託事業名：労務・雇用管理改善支援事業

受託者：徳島県中小企業労務改善団体連合会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：18,176,000円

精算額：14,500,000円

契約内容：本件も緊急地域雇用創出特別基金事業の一つとして実施されている。内容は，中小企業の人事・労務管理の改善を図ろうとするもので，本件事業で雇用された労務改善推進員が，使用者に対して働きかけをするものである。受託者は任意団体である。

(3)

委託事業名：働く人にやさしい職場推進企業紹介事業

受託者：財団法人勤労者福祉ネットワーク

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：8,000,000円

精算額：8,000,000円

契約内容：男女均等・仕事と家庭の両立支援に取り組む企業を調査することを委託する契約である。受託者は，県・市・労働団体が出資して平成8年に設立された団体である。本件事業も緊急地域雇用創出特別基金事業の一つである。

意見

データベースの作成を委託する契約であるが、契約時点において、成果品の事業終了後の活用方法が不明確であった。契約の必要性を再検討すべきである。

(4)

委託事業名：職場のメンタルヘルス支援事業

受託者：特定非営利活動法人徳島労働安全衛生センター

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：7,800,000円

精算額：7,800,000円

契約内容：本件事業も緊急地域雇用創出特別基金事業の一つである。受託者は、会社・組合・個人が出資して設立されている。

意見

・契約書では、パンフレット作成も委託内容となっているが、作成されていない。所管課の説明では、他の印刷等を実施したために、費用不足となったからであるというが、これでは委託契約の趣旨を没却している。パンフレットの作成は契約上の義務であり、委託契約とは何かを再検討する必要がある。

・(1)と同様に、人件費比率の要件を満たせていない。

【観光交流課】

はじめに

当課の具体的な契約を検討する前に、所管課の推進内容について説明する。

本県は、平成14年から観光事業の見直しに積極的に取り組んでおり、その一環として企画案を策定する、パンフレット作成する、受け手側の具体化をはかる、すなわちモデル事業を実施する、これらを受けた体感フェアを実施するという、コンセプトのもとで各種事業を計画している。以下はその一環としての事業である。

(1)

委託事業名：まるごと体感とくしま推進事業（体感とくしま促進委員会、とくしま体感ツアー促進事業）の企画及び実施業務

受託者：財団法人徳島県観光協会

受託者は県の外郭団体の一つで、基本金1,500万円のうち、県が500万円を出捐している。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：7,500,000円

精算額：7,500,000円

契約内容：体感とくしま推進委員会を組織して、旅行商品の企画作りや体験型観光資源の情報発信を行う。

市町村・観光業界が一体となって、旅行業界及び旅行者の視点から本県ならではの企画プログラムを作り上げようとするものである。

意見

・受託者が契約前に提出した見積書には、旅行商品企画費350万円、パンフレット作成費145万円等その他用途の明細が添付されているのに、業務完了報告書には、これらの明細が触れられていない。所管課によるとチェック用書面として受け取り精査したと言うが、業務完了報告書に書類を添付させるべきであった。

・チェック用書面に添付された経費支出明細書には、パンフレット作成費の中に契約書で定められた旅行商品企画費の一部が含まれていて、十分な事後検証がなされたのが疑問である。

・見積書によると旅行商品企画費として350万円が計上されている。この内容は、委員会で企画する旅行商品企画について、商品化を行う旅行エージェント等に対して助成金の交付などの支援を行うものである。前記旅行商品企画の支出内容については、助成金の交付以外に、所管課から、委員会が成果品として当初予定していなかった映像CDの作成を追加したという理由が説明された。しかし、本件のような事業を委託するに当たり、どのような成果品を求めるかということは予め確定しておくことが好ましいと思われる。

(2)

委託事業名：まるごと体感とくしま推進事業（ネイチャースクール推進事業）の企画及び実施業務

受託者：財団法人徳島県観光協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：9,000,000円

精算額：9,000,000円

契約内容：県南部や県西部の体験型観光資源を活用した体験・滞在型の交流モデル事業の実施を委託する契約である。

意見

・契約書に添付された仕様書、つまり、委託内容の詳細を明記した書類には、サーフィン・ボディボード教室を5回実施することになっていたのに、実際には4回しか実施されていない。また、仕様書には無人島体験が記載されて契約内容になっていたのに実施されていない。その理由はともかくとして、仕様書記載の内容が忠実に履行されておらず、変更契約等のしかるべき処置を執るべきであった。委託契約とはどのような契約であるのか再検討する必要がある。

・見積書に、その委託金額の用途についての明細がない。これでは何をもって金額を定めたのかとの疑問を感じる。見積書の記載内容について再検討すべきである。

(3)

委託事業名：まるごと体感とくしま推進事業（県南モデルプロジェクト）の企画及び実施業務

受託者：財団法人徳島県観光協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：5,000,000円

精算額：5,000,000円

契約内容：海部郡内の観光施設や宿泊施設等の協力を募り、「パスポート&スタンプラリー」を実施することを委託する契約である。

意見

契約前の見積書では、ポスター1,000枚の作成が記載され、これを前提として契約し、その旨仕様書にも明記されているが、現実には幟70本を追加したとはいえ500枚しか作成されていない。また、同様にプレゼントは300個が予定され、これを前提として契約しているのに現実にプレゼントが配布されたのは113個である。このように見積内容と実施内容が異なる際には変更内容及び理由が明らかになる書類の整備が必要であり、変更契約等のしかるべき処置を執るべきであった。

(4)

委託事業名：まるごと体感とくしま推進事業(とくしま体感フェア開催事業)の企画及び実施業務

受託者：財団法人徳島県観光協会

契約種別：随意契約(一者随契)

当初契約額：13,395,900円

精算額：13,395,900円

契約内容：県内各地で行われた体感プログラムを一同に集合させた「とくしま体感フェア」の開催を委託する契約である。

フェアは阿波踊り期間中と徳島県で開催されたねんりんピック期間中の2回実施されている。

意見

契約締結前の見積書には詳細な委託金の使途が記載されているが、業務完了報告書にはこれに類する書類が添付されていない。所管課によるとチェック用書面として受け取り、精査したと言うが、業務完了報告書にも書類を添付させるべきである。契約完了後の検査の重要性を認識するべきである。

(5)

委託事業名：ふるさと徳島ナビゲート事業

受託者：財団法人徳島県観光協会、財団法人海部下灘観光協会

契約種別：随意契約(一者随契)

当初契約額：12,860,000円 4,990,000円

精算額：12,859,999円 4,990,000円

は、計算間違いを理由として変更契約が行われている。

契約内容：観光案内人を観光スポットに配置するもので、いずれも緊急地域雇用創出特別基金事業の一つである。

【交流施設課】

(1)

委託事業名：徳島県立あすたむらんど管理運営業務及び使用料徴収事務

受託者：財団法人徳島県観光協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：896,591,000円

精算額：783,134,749円

契約内容：徳島県立あすたむらんど内の管理運営業務及び使用料徴収事務を委託する契約である。

意見

再委託契約があるが、そのうち植栽以外の業務はすべて随意契約である。しかしながら、清掃業務などについては、広範囲であるからというのが所管課の説明であるが、説得力に乏しい。随意契約でなければならない理由も見いだせない。競争入札でも可能ではないか、再検討の余地がある。

(2)

委託事業名：子供と科学のふれあい促進事業

受託者：財団法人徳島県観光協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：4,500,000円

精算額：4,053,184円

契約内容：緊急地域雇用創出特別基金事業の一つである。あすたむらんど内の体験工房において、主として幼児・小中学生らに科学工作の指導を委託する契約である。

(3)

委託事業名：あすたむらんど徳島ナビゲーター事業

受託者：財団法人徳島県観光協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：8,322,000円

精算額：8,322,000円

契約内容：あすたむらんど内の公園遊具・展示物の解説マニュアルを作成し、利用説明等を行うことを委託する契約である。また、同施設を中心とした交流ルートの策定を行うことも業務の内容である。緊急地域雇用創出特別基金事業の一つである。

(4)

委託事業名：徳島県立大鳴門橋架橋記念館管理運営業務及び使用料徴収事務

受託者：財団法人徳島県観光協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：72,897,000円

精算額：72,618,000円

契約内容：徳島県立大鳴門橋架橋記念館の管理運営業務及び使用料徴収事務を委託する契約である。

意見

委託業務完了報告書には、精算書が添付されているものの、領収書の写しなどこれを証明する書類が添付されていない。所管課によると後日突合するというが、業務完了の際に書類を添付させて、その正確性を担保すべきである。

(5)

委託事業名：徳島県立渦の道管理運営業務及び使用料徴収事務

受託者：財団法人徳島県観光協会

契約種別：随意契約(一者随契)

当初契約額：96,008,000円

精算額：94,755,346円

契約内容：徳島県立渦の道の管理運営及び使用料徴収事務を委託する契約である。

(6)

委託事業名：徳島県立産業観光交流センター管理運営業務及び使用料徴収事務

受託者：財団法人徳島県観光協会

契約種別：随意契約(一者随契)

当初契約額：525,416,000円

精算額：512,273,219円

契約内容：徳島県立産業観光交流センター(アスティとくしま)の管理運営業務及び使用料徴収事務を委託する契約である。

【森林林業総合調整チーム】

(1)

委託事業名：県営林素材生産事業

受託者：社団法人徳島県林業公社

県は受託者へ出資はしていないが、受託者が行っている分収造林事業の借り入れに関して県が債務保証している。

契約種別：随意契約(一者随契)

当初契約額：11,760,000円

精算額：12,109,650円

契約内容：県営林を間伐し、市場までこれを搬出することを委託する契約である。

受託者の構成員は、市町村と森林組合である。

意見

変更契約がなされている。変更契約書には「事業内容」の部分に原契約数量と変更契約数量の各素材生産予定数量が立米数で記載されているのみであり、それによれば当初

契約より立米数が減少するのにもかかわらず金額が増となっている。金額が増となった実質的理由は集材索道の架設・撤去等の費用の変動とのことであるが、変更契約書の文面を見る限りではそれが判然としない。変更契約書には金額の変動理由が一読して理解できるように契約内容を表記すべきであるし、そのような表記がないまま契約変更の承認をするようなことが無いように決裁体制を整えるべきである。

(2)

委託事業名：県営林緊急森林整備事業

受託者：社団法人徳島県林業公社

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：92,400,000円

精算額：92,400,000円

契約内容：県営林の間伐に関する調査を行い、この調査に基づき不良木の伐採を実施することを委託する契約である。緊急地域雇用創出特別基金事業の一つである。

意見

・雇用期間の更新はできないこと及び6カ月を超えての契約はできないことが契約書の仕様書には明記されているのに、これに反している。契約書を精査して契約し、かつ十分な調査をして完了報告を受け取るべきである。事後検査が不十分である。

・人件費の30%と10%を諸雑費として計上している。見積りの段階ではこれで問題がないかもしれないが、完了報告では、諸雑費の支出先・金額の報告は不可欠である。事後検証の必要性を認識すべきである。

(3)

委託事業名：間伐実施コスト縮減作業システム調査

受託者：社団法人徳島県林業公社

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：2,247,000円

精算額：2,247,000円

契約内容：木材の搬出方法を工夫することによって如何に効率的に行えるのかを試験的に実施すること委託する契約である。

【農業経営課】

委託事業名：野生鳥獣被害に関する調査業務

受託者：徳島県農業共済組合連合会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：26,250,000円

精算額：26,250,000円

契約内容：野生鳥獣の被害の実態調査及びその集計を委託する契約である。緊急地域雇用創出特別基金事業の一つである。

意見

委託契約書第3条では、書面による承諾無き再委託を禁止している。しかし、現実には書面による承諾がないまま再委託がなされている。本来この契約は当初から再委託なくしてできないものである。契約書を精査することなく既存の契約書を利用している証左である。契約の際には契約文言を精査することが必要である。

【生産流通課】

(1)

委託事業名：フードシステム連携強化・循環推進対策事業

受託者：徳島県食品工業協会

受託者は県内の食品関連産業団体で、食品企業等を会員として設立されている。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：3,000,000円

精算額：3,000,000円

契約内容：県産加工食品の需要拡大及び消費者・生産者のニーズを把握するための調査業務である。国庫補助事業の一つである。成果品である調査報告は、県作成の加工品需要創出指針に反映させている。

意見

本件事業は、消費者との交流による情報提供・意見聴取、加工食品に関するニーズ調査、県産加工品パンフレット等の作成を業務としているところ、見積書ではについて300,000円、について2,000,000円、について700,000円の合計3,000,000円とされていて、これによって委託金が決定されている。しかし、完了報告書によるとについては、321,300円、については、1,752,840円、については、925,860円の合計3,000,000円で完了したこととされている。見積書が正確でなかったこと、また、3つの業務間での流用がなされているのではないかとの誤解を生じかねない。今後、見積書と精算が異なれば、その理由を完了検査の中で報告すべきであり、必要があればしかるべき措置を取るべきであろう。業務間の流用を認めるにしても、契約書でその限度額を明示すべきであろう。

(2)

委託事業名：ブランドニッポン農産物供給体制確立事業

受託者：徳島市農業協同組合、名西郡農業協同組合

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：200,000円 100,000円

精算額：200,000円 100,000円

契約内容：品種の異なる野菜を栽培してその適合性を調査するため、実際に野菜などを栽培管理することを委託する契約である。

【畜産課】

(1)

委託事業名：畜産経営技術高度化推進事業

受託者：社団法人徳島県畜産協会

受託者は国の実施要領で指定されている。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：3,448,000円

精算額：3,448,000円

契約内容：県内畜産事業者に対する経営指導を委託する契約である。国庫補助事業で委託料の半額が補助されている。

(2)

委託事業名：養蜂振興推進事業

受託者：徳島県養蜂協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：100,000円

精算額：100,000円

契約内容：県内養蜂業者のために、みつ源に適した作物の選定やみつ量を調査することなどを委託する契約である。成果は県内養蜂業者に開示されている。

(3)

委託事業名：徳島県高病原性鳥インフルエンザ安全性啓発促進緊急対策事業

受託者：徳島県養鶏協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：3,885,000円

精算額：3,885,000円

契約内容：社会問題化した鳥インフルエンザに関して、県内の鶏卵、鶏肉の安全性を啓発することを目的とした事業である。ポスターの作成・配布や新聞広告を行っている。

意見

広告代理店に再委託しているが、その明細が県に提出されていない。むしろ県が直接発注してもよかったのではないかと疑問がある。

【林業振興課】

(1)

委託事業名：森林吸収源データ緊急整備事業

受託者：徳島県森林組合連合会

受託者は森林に関する情報が豊富で全国レベルの統一的調査が可能な唯一の団体である。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：7,999,950円

精算額：7,999,950円

契約内容：京都議定書で確認された，森林の炭素吸収量の基礎となるデータ作りを委託する契約である。全国で実施されていて，県が国の事業を受託したものである。このデータを国に提出して，国がこれを活用する予定である。

意見

・受託者と県との契約書には，書面による承諾無くしての再委託禁止条項が明記されているが，実際には書面による承諾無きまま受託者から再委託が行われている。本件は再委託が当初から予定されていたのであり，契約書の内容に問題がある。契約内容に沿った書面を検討すべきである。

・完了報告書には，費用支出の明細が添付されていない。完了報告の意義を再確認すべきである。

(2)

委託事業名：広葉樹等コンテナ苗木生産技術改良事業

受託者：上勝町広葉樹苗木生産組合

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：2,500,000円

精算額：2,500,000円

契約内容：「とくしま豊かな森づくり」は，環境を重視した多様な森林づくりと活力ある林業木材産業づくりを，二本の柱として6つの施策を立てているが，その中の「県民参加の森づくり」(森づくり活動を通じて県民の森林産業への理解を深めてもらう普及啓発活動)の，具体的施策内容の一つが，「県立高丸山千年の森づくり」である。

本件は，県立高丸山千年の森に植栽する苗木の生産技術を改良することを委託する契約である。

なお，「県立高丸山千年の森」とは，県民参加の森づくり施策の一環として，上勝町に計画されたもので，平成15年7月に「千年の森ふれあい館」がオープンし，平成16年4月29日に全面オープンしている。当初の入場者数は，年間1万人を予定していたが，平成15年7月以降入場者数は，9カ月間で2,761人に留まっている。

意見

・受託者は，平成14年6月に設立された組合で，「県立高丸山千年の森」事業を受けて設立されたと推定され，しかも本件事業の技術改良には，県が当初から関わっている。については委託事業とせず直接県が実施することも考えられる。

・県の当初予算は，300万円であったところ，受託者から提出された見積書では，250万円となっており，県の予算積算に甘さがあるのではないかと疑問がある。

(3)

委託事業名：森林空間総合整備事業（千年の森案内板等設置業務）

受託者：株式会社もくさん

契約種別：随意契約（見積り合わせ）

当初契約額：18,957,750円

精算額：19,900,000円

契約内容：千年の森の案内板を作成，設置する業務である。随意契約であるが，防腐処理のできる県内業者3社から見積りを取って，AQ認証（優良木質建材等認定）を取得している会社である受託者と契約している。

意見

契約書では書面による承諾無き再委託が禁止されているが，現実には書面による承諾無きまま再委託され，事後報告となっていた。契約内容の事前確認と受託者への周知徹底が不十分である。

(4)

委託事業名：森林空間総合整備事業（千年の森境界標柱設置業務）

受託者：社団法人徳島県森林土木協会

受託者は各市町村が構成員となっている公益法人である。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：2,992,500円

精算額：2,900,000円

契約内容：県立高丸山千年の森の境界標柱を設置する業務である。

(5)

委託事業名：千年の森景観保全事業

受託者：徳島中央森林組合

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：1,990,000円

精算額：1,990,000円

契約内容：県立高丸山千年の森内の散策道の補修と景観整備を委託する契約である。

なお，本件事業は，緊急地域雇用創出特別基金事業の一つである。

意見

契約書添付の仕様書には，雇用される作業員は3名と記載されているが，実際に雇用されたのは5名である。「委託業務検査結果調書」には，「委託契約書のとおり適正に履行されていた」と記載されているだけで，何故3名から5名に変更となったかの検査がなされていない。

(6)

委託事業名：普及啓発事業（千年の森アドバイザー業務）

受託者：社団法人とくしま森とみどりの会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：2,900,000円

精算額：2,900,000円

契約内容：県民参加の千年の森づくりの推進を図るため、県民用のアドバイザーを配置する業務である。受託者が、樹木医の資格を有する者を1名アドバイザーとして雇用し、この者が様々な相談・調査を実施する業務である。

(7)

委託事業名：千年の森づくり推進事業（普及啓発）

受託者：社団法人とくしま森とみどりの会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：3,900,000円

精算額：3,900,000円

契約内容：千年の森づくり推進協議会を開催し、また、千年の森づくりに関する情報発信等を行う業務である。

業務内容は以下のとおりである。

情報の収集提供

情報誌「森づくり通信」の発行、県民の森づくり事業の普及（新聞広告・ポスター・リーフレットの作成）、ホームページの運営

森づくり希望者の登録

「森づくり友の会」会員の募集、会員証の発行

ネットワーク促進

森づくり活動事例調査、講師派遣

千年の森づくり推進協議会の開催

意見

・契約書では書面による承諾無き再委託が禁止されているが、実際は書面による承諾無きまま再委託が行われている。

・受託者が提出した見積書と事業完了報告書の収支計算書では、以下の表のように業務内容ごとの金額に大きな開きがあり事業間流用がなされているが、変更契約等、的確な対応が必要であった。また、その点に関する事後の検証がなされていない。

(単位：円)

区 分	見積書	収支計算書	差 額
情報の収集・提供	906,150	1,111,847	-205,697
情報誌「森づくり通信」の発行	189,000	168,000	21,000
新聞広告への掲載	85,050	34,650	50,400
森づくりボランティア募集ポスターの作成	147,000	136,500	10,500
森づくりボランティア募集リーフレットの作成	126,000	110,250	15,750
ホームページの運営	174,300	193,047	-18,747
普及啓発用冊子購入	184,800	469,400	-284,600

森づくり希望者の登録	756,000	770,000	-14,000
募集ちらしの作成 ,配布	47,250	70,000	-22,750
会員カードの作成	26,250	50,000	-23,750
登録事務費	682,500	650,000	32,500
ネットワーク促進	971,250	932,617	38,633
森づくりグループ活動事例取りまとめ	840,000	800,000	40,000
講師派遣	131,250	132,617	-1,367
千年の森づくり推進協議会の開催	400,050	103,728	296,322
委員報償	294,000	27,600	266,400
委員旅費	58,800	10,600	48,200
会場借り上げ費	36,750	4,200	32,550
資料印刷費	10,500	61,328	-50,828
情報収集費	924,000	600,000	324,000
通信経費 , 消耗品費	32,550	381,808	-349,258
計	3,990,000	3,900,000	90,000

(8)

委託事業名：千年の森ガイドクラブ推進事業

受 託 者：社団法人とくしま森とみどりの会

契 約 種 別：随意契約（一者随契）

当初契約額：2,940,000円

精 算 額：2,940,000円

契 約 内 容：県立高丸山千年の森事業の一環として、「千年の森活動プログラム」の作成，オープン記念行事の策定を委託する契約である。

意見

受託者が契約前に県に提出した見積書では，業務報告作成費が20万円として計上されているが，業務終了後の受託者の完了報告書では，業務報告作成費が50万円として提出されている。しかし，トータルとしての金額は，当初契約額と一致している。県の指示により新たに内容を追加し，報告書を作成した結果，経費が増となったが，科目流用の可否及び可能な場合の率を契約書に明記すべきである。

(9)

委託事業名：遊学の森づくり推進事業委託業務

受 託 者：社団法人とくしま森とみどりの会

契 約 種 別：随意契約（一者随契）

当初契約額：1,974,000円

精 算 額：1,974,000円

契 約 内 容：県立高丸山千年の森づくり活動参加グループを募集，登録をし，シンポジウムや現地見学会等の開催をする業務である。

(1 0)

委託事業名：徳島県立高丸山千年の森管理業務

受託者：社団法人とくしま森とみどりの会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：14,565,000円

精算額：14,565,000円

契約内容：平成15年度にオープンした「千年の森ふれあい館」の管理委託を業務とする契約である。

意見

契約書添付の委託費内訳表には、人件費が6,398,000円として計上されているが、契約後受託者から、週休一日制から二日制への移行に伴い、人件費が1,120,000円減少した旨の変更届が提出されている。しかし、トータルとしての金額に変更はない。その理由は、契約段階では、計上されていなかった「その他」という費目の変更届では、新たに追加された故である。しかし、「その他」の具体的な内容を示すものはなく、人件費が減少したが、当初契約額を維持するために「その他」を計上したものとも考えられる処理である。厳密な事後検査の上、適切な処置をすることが望まれる。

(1 1)

委託事業名：徳島県立神山森林公園管理業務委託

受託者：神山町

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：110,278,000円

精算額：108,764,000円

契約内容：徳島県立神山森林公園の管理を委託する契約である。

人件費は、受託者である町の職員給与規定に従っている。過去退職者に対して、県からの委託金で退職金を支払ったことはない。

(1 2)

委託事業名：全国育樹祭開催準備事業・展示物更新業務

受託者：社団法人全国林業改良普及協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：7,993,650円

精算額：7,993,650円

契約内容：県立神山森林公園・森林学習館の入場者数減少に対応して、森林学習館の展示物の更新を行うものである。

(1 3)

委託事業名：全国育樹祭開催準備事業・展示物設置業務

受託者：社団法人全国林業改良普及協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：243,600円

精算額：243,600円

契約内容：神山森林公園・森林学習館における展示パネルとコンピューター用の木製椅子を購入するものである。

【水産課】

(1)

委託事業名：種苗生産施設運營業務

受託者：財団法人徳島県水産振興公害対策基金

受託者は、県が32億6,800万円を出資した外郭団体の一つである。受託者は昭和49年12月発生した三菱石油(株)水島精油所の重油流出事故による漁業被害を契機として、漁業に対する積極的な振興策及び公害対策等を推進するために、被害を受けた漁協が補償金の一部を出捐し、県及び沿海12市町等も出捐して設立された団体である。

契約種別：随意契約(一者随契)

当初契約額：226,751,400円

精算額：222,531,971円

契約内容：県が所有する種苗生産施設(昭和55年完成)において、水産振興を図るためにアユ・ヒラメ・クルマエビ・アワビなどの水産種苗を生産・中間育成することを委託する契約である。委託金は受託者の従業員11名と県からの派遣職員1名の合計12名の人件費と生産・中間育成に必要な経費に充てられている。

なお、ここで生産された種苗は、アユは鮎養殖協同組合へ、その他は県漁連へ販売され、その金額は年間約6,000万円である。

意見

県が所有する種苗生産施設において、水産種苗の生産育成をしているのであるが、事業の必要性を検証すべきである。

(2)

委託事業名：県営種苗放流事業

受託者：徳島県内水面漁業協同組合連合会

契約種別：随意契約(一者随契)

当初契約額：3,850,000円

精算額：3,850,000円

契約内容：県が、県内の主要河川にウナギ種苗を放流するため、受託者が放流用としてウナギ種苗の購入をし、それを県内の関係漁協及び市町に配布する業務を委託する契約である。内水面漁業振興策であると同時に、県が養殖用ウナギ種苗の採捕許可を与えることによりウナギ資源が減少することの代償として、事業を実施している。

意見

許可による資源減少の代償として当該事業を行う必要があるか否かに付き、再検討の余地がある。

(3)

委託事業名：漁業取締船「つるぎ」「せんば」の警備業務

受託者：総合警備保障株式会社

契約種別：随意契約（見積り合わせ）

当初契約額： 「つるぎ」について 628,740円

「せんば」について 628,740円

精算額： 628,740円

628,740円

契約内容：漁業取締船の乗務員不在時における警備を委託する契約である。

【道路計画チーム】

(1)

委託事業名：土木調査事業（道路整備の効果に関する検討業務）

受託者：四国建設コンサルタント株式会社

契約種別：指名競争入札

当初契約額：5,670,000円

精算額：6,637,050円

契約内容：県が新しく開設した道路のうち4道路について、付近住民のアンケートを取ったり、交通量を調べたり、あるいは渋滞緩和の有無を調査したりすることを委託する契約である。

意見

本件調査の結果は、県のホームページに載せて新しく設置された道路状況を県民に開示するとともに、道路整備の説明会において地権者等へ道路開設の利点を説明する資料に役立っているという。道路整備の効果の説明する際の資料であるが、今後は、成果品のさらなる活用も検討すべきである。

(2)

委託事業名：紀淡連絡道路関連調査事業

受託者：財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：2,996,700円

精算額：2,996,700円

契約内容：紀淡連絡道路の関係で、経済効果等の調査を行い、その実現に寄与しようとするものである。

意見

この委託契約は、平成8年度に始まり平成15年度まで継続されたが、国の補助事業

の廃止に伴い、平成15年度をもって廃止されている。この調査は、国の方針に基づき、関係府県が共同で、地域間の交流・連携の取り組みを支援するために実施したものであるが、平成15年度の時点では紀淡連絡道路に関して不確定な要素が多かったと思われ、契約締結に慎重であるべきではなかったか。

(3)

委託事業名：土木調査事業（一般国道193号関連調査）

受託者：パシフィックコンサルタンツ株式会社

契約種別：指名競争入札

当初契約額：2,520,000円

精算額：2,520,000円

契約内容：国道193号のうち、香川県綾歌郡香南町から徳島県美馬郡脇町までの間の道路について調査して、今後の事業発注を国に働きかける資料とするための調査事務である。

意見

本件調査は、平成15年度をもって完了した。しかし、現段階でこの道路計画が実現される目途は立っていない。この道路計画は、候補路線、つまり、整備を進めることの妥当性、緊急性等について検討を進める道路であるが、事業採択の優先順位の観点から判断すると、当該道路に関して調査を行うか否かについては、より慎重であるべきではなかったか。

【県土整備政策課】

委託事業名：土木技術協会業務指導等業務

受託者：財団法人徳島県土木技術協会

受託者は徳島県が100%出捐した外郭団体である。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：194,958,885円

精算額：193,506,585円

契約内容：受託者は主に県発注の工事のうち、1,000万円未満の低額の公共工事の設計・積算・監督補助等を行っている団体で、県からは15年度で20名の職員が派遣されていた。契約内容は、道路改築事業等の業務指導等である。

意見

・後記、都市計画課(1)の中でも触れているが、本件契約で支払われた委託金の中から、契約対象となっていない公園管理業務の担当者の給料等が支払われているので、都市計画課との整理調整が必要である。

・業務指導等といいながら、県から多くの職員が派遣されている。しかし、派遣職員の一部は県の業務を補完する工事監督補助業務に従事しており、実質的に県の業務と同様であることから、派遣することなく県が自ら実施できるものであったのではないか。当該団体への委託業務について再考が必要である。

・必ずしも本件業務に専従しているわけではない受託者の管理者（県からの派遣職員）

の給料等が本件契約の委託金により支払いされているので、この点も早々に是正すべきである。

【建設管理課】

委託事業名：土木調査事業（環境配慮指針策定調査）

受託者：財団法人日本生態系協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：16,537,500円

精算額：16,537,500円

契約内容：公共工事における環境への配慮指針を策定することを委託した契約である。

委託金のうち技術経費については、技術経費率を、直接人件費と諸経費の合計額の40%で積算している。徳島県県土整備部の技術経費率は、業務のランクにより、易（20%）、中（30%）、難（40%）とされているところ、本件業務は、「難」と判断して、40%で積算している。「難」と判断したのは、今後の公共工事における環境対策のベースとなるもので、策定に当たっては外部の有識者からなる「検討委員会」を開催して議論を重ねて、意見を調整して指針に反映させていること、指針の内容は、土木・環境ともに精通した高度な知識と技術力に裏付けされたものが必要であるから、というのが所管課の説明である。

意見

・既に平成16年3月末時点で指針は出来上がっていたが、その運用が開始されたのは平成16年10月とのことであった。環境配慮の基本的な仕組みの策定のみならず、運用基準・要綱を策定して初めて運用開始ができるとの所管課の説明であるが、できるだけ早い段階での運用開始が望まれたところである。

・本件委託契約においては、設計業務等標準積算基準書に準拠して契約金額が査定されている。この基準を一つの参考資料として用いることは否定しないが、県費の支出削減の観点から、金額については、さらなる減額交渉の余地があるのではないかと考える。

【交通政策課】

委託事業名：徳島県総合交通体系調査

受託者：財団法人とくしま地域政策研究所

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：9,989,700円

精算額：9,989,700円

契約内容：徳島県の公共交通機関の今後のあり方について、行政がどのように取り組むべきか、その基本的な方向や検討すべき施策をとりまとめることを委託する契約である。

意見

・本件契約の主たる担当者は県からの派遣である。そうであるならば敢えて委託契約を

締結する必要性に乏しい。県が独自に調査すれば足りると思われる。

・本件契約による成果品は、道路計画チームに配布されているが、それ以外には配布されていない。約1,000万円近い金額をかけて調査した結果をもっと有効利用すべきである。また、所管課によると、この調査の結果、JRの普通列車にトイレを設置した、阿南市から大阪への定期バスを通常一列4席の椅子を3席にしたという施策が講じられたという。このような成果であれば、1,000万円もかけて調査しなくとも当然に考えられる施策である。本件委託契約は費用対効果の面で大きな疑問がある。

【都市計画課】

(1)

委託事業名：徳島県文化の森総合公園及び徳島県日峯大神子広域公園の管理業務

受託者：財団法人徳島県土木技術協会

受託者は、平成13年度に元の「財団法人徳島県公園緑地協会」を吸収し受託を続けており、それ以前は財団法人徳島県公園緑地協会が随意契約によって、本件契約を締結していた。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：222,201,000円

精算額：221,199,000円

契約内容：徳島県文化の森総合公園及び徳島県日峯大神子広域公園の管理を委託する契約である。

意見

県から受託者に派遣している職員の給料は、県土整備政策課が別に締結した契約の中で支払われている。県土整備政策課と整理調整する必要がある。

(2)

委託事業名：徳島県営駐車場の管理業務及び使用料徴収事務

受託者：社会福祉法人徳島県社会福祉協議会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：48,342,000円

精算額：46,884,000円

契約内容：徳島県営駐車場のうち、「幸町駐車場」「富田浜第一駐車場」「富田浜第二駐車場」の管理及び使用料徴収を委託する契約である。

意見

受託者は、当該施設の管理規則で社会福祉法人徳島県社会福祉協議会と定められ、これに従って契約されているが、本件契約を受託者に特定すべき理由も見あたらず、管理規則の変更が望ましい。

(3)

委託事業名：徳島県鳴門ウチノ海総合公園の維持管理運営業務

受託者：鳴門市

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：149,550,000円

精算額：122,505,874円

契約内容：平成15年度にオープンした徳島県鳴門ウチノ海総合公園の維持管理運営を委託する契約である。

意見

大幅な減額がなされている。その原因は浄化槽の管理費用として積算したものが1年目は不要であることが判明したからであるという。積算が十分でない証左である。

【住宅課】

委託事業名：県営住宅管理業務

受託者：徳島県住宅供給公社

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：455,210,000円

精算額：458,970,000円

契約内容：県営住宅の入退去に伴う窓口業務等管理業務の一部委託である。

意見

委託契約の中には、専務理事と事務局長の給料報酬が全額含まれている。しかし、受託者は本件以外にも事業を実施しており、全額県が負担するのは、疑問である。

【建築開発指導課】

(1)

委託事業名：合併処理浄化槽適正設置事業

受託者：社団法人徳島県環境技術センター

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：2,000,000円

精算額：2,000,000円

契約内容：浄化槽法及び建築基準法の改正に伴い、小型合併処理浄化槽の設置が法改正の趣旨に添って適正に工事施工されているかを調査することを委託した契約である。なお、その調査箇所は、徳島市を除いた県内4,000カ所の工事現場のうち180件を調査するものである。調査結果では、平成13年度で3件、14年度で3件、15年度で1件の是正を勧告している。

(2)

委託事業名：耐震相談所設置事業

受託者：社団法人徳島県建築士事務所協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：1,002,000円

精算額：1,002,000円

契約内容：相談窓口を設置し、耐震診断・改修についての相談を週一回行う事業であ

り、国庫補助事業で契約金額の2分の1が補助対象となる。

意見

受託者が県に提出した見積書によると、会場費＝8,085円×30回と記載されていて、その見積合計は1,002,000円（うち会場費は242,550円）とされている。この見積書の金額と同額で県は受託者と委託契約を締結している。

しかしながら、実際は大部分が受託者の部屋で相談が行われていて会場の借上げは3回しか行われていない。すなわち会場費を人件費等の同事業内の他の経費に流用しているところ。ところが委託業務完了復命書及び委託業務完了検査結果状況調書には「委託契約書のとおり完了したことを認める」とされている。本件事業は平成9年から実施されているもので過去数年間にわたって同事業内の経費流用が行われていて、しかも検査が不十分なためにこのことが判明しなかったものである。見積書と契約書の精査、厳格な完了検査を強く求めるものである。

【空港地域整備課】

はじめに

空港周辺整備事業は、現在の2,000メートルの滑走路を2,500メートルに延長するのに伴い、空港周辺を整備するものである。東京路線利用者が約80万人で、2,500メートルの滑走路を持たないのは、徳島県と富山県の2県だけである。

もっともその空港周辺整備基本計画も、平成8年3月に計画された以降一部の計画の見直しが検討されている。

空港周辺整備事業の予算は、約500億円ということである。

(1)

委託事業名：空港周辺整備事業（海浜公園整備基本計画の検討業務）

受託者：財団法人とくしま地域政策研究所

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：9,996,000円

精算額：7,981,050円

契約内容：空港周辺整備事業の一環である海浜公園の整備基本計画の検討業務を委託する契約である。

意見

海浜公園の基本計画を策定するため、本件契約は締結されているが、その後、変更契約において基本計画の策定方法を変更して、ワークショップ手法を用いた形を採ることとし、予算が執行され、本件契約の成果品として基本設計ガイドラインが作成されている。わずかな期間で契約内容を変更しており、当初契約段階でこういった手法を使うか十分な検討がなされたか疑問がある。

(2)

委託事業名：空港周辺整備事業・土木調査事業（海浜公園のワークショップの運営と記録集の作成）

受託者：財団法人とくしま地域政策研究所

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：4,998,000円

精算額：6,531,000円

契約内容：空港周辺整備事業に関連して、県民の意見を取り入れるワークショップの運営と記録集の作成を委託する契約である。

意見

変更契約がなされて、当初予定されていなかった記録集を発行することになり、その分増額されている。しかしながら、この記録集の一部は、当初契約に含まれていた内容を単にまとめた部分もあり、その金額としては高く、費用対効果という観点からは疑問が残る。

（3）

委託事業名：空港周辺整備事業（海浜公園プロポーザル検討委員会の運営）

受託者：財団法人とくしま地域政策研究所

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：2,362,500円

精算額：2,346,750円

契約内容：海浜公園設計者をプロポーザル方式により選定する委員会の運営を委託する契約である。

（4）

委託事業名：空港周辺整備事業（基本計画見直し検討）

受託者：財団法人とくしま地域政策研究所

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：3,990,000円

精算額：3,990,000円

契約内容：空港周辺整備事業の二期計画の見直しを図るための調査委託契約である。

当初計画を見直しするため、今後の整備事業のあり方を調査委託した契約である。

（5）

委託事業名：空港周辺整備事業（空港ターミナル再利用検討調査）

受託者：株式会社アボバ企画

契約種別：随意契約（見積り合わせ）

当初契約額：3,580,500円

精算額：3,580,500円

契約内容：現在の空港ターミナルは、移転する予定であり、現ターミナル及びその周辺を今後如何に利用するかを検討することを委託した契約である。

【企業局経営企画チーム】

委託事業名： 藍場町地下駐車場管理業務， 松茂駐車場管理業務

受託者：財団法人徳島県企業公社

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額： 72,941,000円 18,870,000円

精算額： 66,045,076円 12,471,863円

契約内容：徳島県が所有する， 藍場町地下駐車場及び 松茂駐車場の管理業務である。

は，平成15年度に「徳島とくとくターミナル」開設に伴いオープンした駐車場である。

それぞれの委託料と料金収入の推移は，以下の表の通りである。

少なくとも藍場町地下駐車場の収入は減少の一途を辿っている。

(単位：円)

区分	藍場町地下駐車場		松茂駐車場		合計	
	料金収入	委託料	料金収入	委託料	料金収入	委託料
平成11年度	161,295,150	72,413,626	-	-	161,295,150	72,413,626
平成12年度	146,747,080	71,359,493	-	-	146,747,080	71,359,493
平成13年度	145,181,750	69,444,807	-	-	145,181,750	69,444,807
平成14年度	134,020,300	67,769,831	-	-	134,020,300	67,769,831
平成15年度	123,991,250	66,045,076	50,480,000	12,471,863	174,471,250	78,516,939
計	711,235,530	347,032,833	50,480,000	12,471,863	761,715,530	359,504,696

意見

受託者が行っている業務は，本件2件の委託業務だけである。指定管理者制度の導入に伴い，受託者の存立も検討すべき時期が来る可能性もある。テーマ において問題を指摘する。

【企業局総務課】

委託事業名：長安口ダム資料館（通称ビーバー館）管理業務

受託者：上那賀町

平成14年度までは，特定の個人に委託していた。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：2,152,000円

精算額：2,152,000円

契約内容：平成10年6月に地元住民などに対して，ダムの理解を深めてもらうために資料館をオープンさせたが，その建物の管理業務である。

【教育委員会教育改革推進チーム】

委託事業名：徳島県立総合教育センター情報システムアプリケーションソフトウェア開発事業

受 託 者：日本電気株式会社徳島支店

契 約 種 別：随意契約（一般競争入札の不調による）

当初契約額：113,400,000円

精 算 額：118,603,800円

契 約 内 容：平成16年11月に板野町にオープンした徳島県立総合教育センターの情報システムアプリケーションソフトウェアの開発業務を委託する契約である。県立総合教育センターは、学校支援センター機能・情報教育支援センター機能・特別支援センター機能・生涯学習支援センター機能を併せ持つもので、学校・地域・社会に対する教育支援を行うことを目的としており、これらの各種機能を構築するためのネットワークシステムのアプリケーションソフト開発を委託する契約である。

意見

本件のような委託業務の場合、開発を受託した会社の多くが、今後のメンテナンスを担当して受託する。そうであるならば今後、全庁的に同種の委託契約を締結する場合には、メンテナンスを含めた契約内容を検討し、将来の管理委託費用の低減を図ることも必要であろう。

【教育委員会学校政策課】

委託事業名：「心の教室相談員」活用調査研究事業

受 託 者：徳島市他22件

契 約 種 別：随意契約（一者随契）

当初契約額：9,464,000円

精 算 額：9,464,000円

契 約 内 容：本件は平成11年度から開始した事業であり、委託料は全額国から補助されている。中学生の悩み、不安、ストレスの解消に努める相談員を中学校に配置して問題行動を防止することを目的とした制度が、「心の教室相談員」である。相談員は概ね週3回、一回当たり半日程度中学校に勤務している。相談員の配置・人選を各市町村に委託し、県は各市町村から成果等の報告を受け、それをまとめて国へ報告する。

本件事業は、不登校対策の一施策として成果を上げてきたが、中学校では「スクールカウンセラー」の派遣を充実するという文部科学省の方針により平成15年度で終了した。

平成16年度からは小学校段階での早期の不登校対策のため、文部科学省の新規事業として、「子どもと親の相談員」活用調査研究委託事業が開始され、小学校へ「子どもと親の相談員」が配置されるようになった。

【教育委員会スポーツ健康課】

(1)

委託事業名：徳島県鳴門総合運動公園及び徳島県蔵本公園の体育施設運営業務及び使用料徴収事務

受託者：財団法人徳島県スポーツ振興財団

受託者は県が100%出捐した外郭団体である。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：465,010,000円

精算額：455,390,000円

契約内容：随意契約によったのは、設置及び管理条例に規定されているからである。
意見

契約書第14条には、原則として再委託が禁止され、再委託する場合は県の事前の承認が要件となっているが、再委託するに際してこの手続きが履行されていない。

(2)

委託事業名：徳島県立穴吹クレー射撃場の管理業務及び使用料徴収事務

受託者：財団法人徳島県スポーツ振興財団

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：20,179,000円

精算額：20,179,000円

契約内容：受託者は、徳島県クレー射撃協会に委託業務の一部を再委託している。

意見

・契約書第9条には、原則として再委託が禁止され、再委託する場合は県の事前の承認が要件となっているが、再委託するに際してこの手続きが履行されていない。

・委託金額の積算にあたって、需用費、委託料（徳島県クレー射撃協会への再委託料）等の事業費のほかに、公課費として税務署への消費税納付額相当額約50万円をプラスして金額計算を行っている。しかしながら、本件委託契約に関しては、需用費等の事業費はすべて課税仕入れに該当するものであるため、委託金額＝事業費とすれば消費税納付額は生じない。したがって、消費税納付額相当額を契約金額にプラスするのは誤りである。受託者が消費税納付額相当額の還付を受け、その後県が受託者からその金額の納付を受ける等の適正な措置を講ずるべきである。

・県の事前承認を得ることなく委託料の科目流用がなされている。需用費が増額となり、一方委託料・使用料・租税公課が減額となっている。しかしながら、契約書第6条第1項には、「委託料の科目流用については、事前に甲（徳島県）の承認を得るものとする」と明記されており、前記科目流用は妥当性を欠き、しかるべき処理を行うべきであった。

(3)

委託事業名：徳島県立中央武道館の運營業務及び使用料徴収事務

受託者：財団法人徳島県スポーツ振興財団

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：28,591,000円

精算額：28,209,000円

契約内容：精算額が当初契約額より減額となっているのは、当財団職員の給与が県職員給与に準じているため、県人事委員会勧告による給料の減額に伴うもので

ある。

(4)

委託事業名：徳島県広域スポーツセンター事業

受託者：財団法人徳島県スポーツ振興財団

受託者は県が100%出捐した外郭団体である。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：12,940,507円

精算額：12,249,122円

契約内容：徳島県広域スポーツセンターの運営に関する事業，総合型地域スポーツクラブの育成支援に関する事業を委託する契約である。

【教育委員会生涯学習政策課】

(1)

委託事業名：PTA諸問題調査研究事業

受託者：徳島県幼小中高PTA連合会連絡協議会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：500,000円

精算額：500,000円

契約内容：PTAに関する教育問題の調査研究を委託するもので，アンケート調査を実施して，本県における教育行政の基礎資料に資することを目的とした契約である。その成果は，PTAの研究発表大会で発表され，対策が検討されている。

(2)

委託事業名：婦人問題調査研究事業

受託者：財団法人徳島県婦人団体連合会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：200,000円

精算額：200,000円

契約内容：完全学校週5日制に伴う，地域における子育て支援のあり方を調査し，教育行政における施策の基礎資料とするための調査委託である。その成果は，婦人問題調査研究発表大会で発表し，文書化もされている。

(3)

委託事業名：鳥居記念博物館運営業務及び使用料徴収事務

受託者：鳥居博士顕彰会

受託者は法人格を有さない任意団体である

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：9,982,000円

精 算 額：9,982,000円

契 約 内 容：県が所有管理する「鳥居記念博物館」の使用料徴収及び同館の管理を委託する契約である。

受託者の初代責任者は、鳥居博士の二男で博士の研究に同行した人物であったが平成10年12月に死亡したため、現在は歴史に造詣が深い事務局長が就任している。

意見

委託金の科目流用がなされている。共済費・需用費が増額となり、一方給与・賃金・報償費・旅費・役務費・借損が減額となっている。この処理は県の事前承認を得ることなく行われており、県が調査した結果判明したので、科目流用という処理をしたものである。しかしながら、契約書第6条第2項には、「委託料の科目流用については、事前に甲（徳島県）の承認を得るものとする」と明記されており、事後的に科目流用を認める処置は妥当性を欠く。

(4)

委託事業名：鳥居記念博物館資料整理事業

受 託 者：鳥居博士顕彰会

契 約 種 別：随意契約（一者随契）

当初契約額：7,500,000円

精 算 額：7,500,000円

契 約 内 容：本件委託は、緊急地域雇用創出特別基金事業の一つである。

鳥居博士が残した膨大な未整理資料の整理及び整理した資料をデータベース化し、広く県民に公開するため、資料のデータ入力を委託する契約である。

意見

前記(3)の契約には、「鳥居記念館の館内展示資料の整理に関すること」「鳥居博士の遺稿の整理、刊行及び著書の収集に関すること」が契約内容になっていたが、マンパワーの不足等の理由により、その契約が十分履行されていなかったことが、本件委託が必要となった原因の一つと考えられる。

平成16年度から県立博物館の館長等の職員が当館の館長等を兼務するようになったことを契機に、より専門的な立場から支援を行い、一日も早く未整理資料の良好な管理と調査研究を行うべきである。

【教育委員会文化財課】

委託事業名：四国山地カモシカ特別調査

受 託 者：財団法人自然環境研究センター

本件調査は全国的に上記受託者に委託している例が大半である。

契 約 種 別：随意契約（一者随契）

当初契約額：4,300,000円

精 算 額：4,300,000円

契 約 内 容：国が三分の二を補助して全国的に行われている特別天然記念物のニホンカ

モシカの生息調査・生息環境調査・食害状況調査等を委託する契約である。5年に一度程度の割合で続けて2年間実施されている。昭和54年8月の3庁合意（環境・文化・林野）に根拠があり、文化庁の「カモシカ保護管理マニュアル」に基づいて実施される。高知県との共同事業である。

受託者が提出した見積書には、管理経費は人件費×80%、技術経費は人件費×20%とされているが、これは受託者の「調査研究受託業務取扱規程」によるものである。

「取扱規程」は、平成11年度制定以前の実績、実情に基づいて決められており、その内容については、県が過去の契約の内訳書（平成6、7年度）を確認した。

意見

・受託者が制定した「取扱規程」によって受託者の希望のままの金額で契約しているが、このような方法では、県がどのようなチェックをして金額の妥当性を判断したのか不明瞭である。県独自の契約金額積算を示すことを検討すべきである。

・受託者が提出した見積書によると、交通費・宿泊費・日当等細かく記載されているが、業務完了報告書では、この見積書との対比、例えば、交通費が実際いくら必要であったのか、宿泊費は見積書と齟齬がないのか等の検証が十分ではない。また、完了検査では経費支出内訳書で確認するだけで、領収書などの証拠書類の提出は求めているというが、今後の同種契約の金額査定に資するためには、これらの資料も提出させるべきである。

【警察本部会計課】

(1)

委託事業名：速度違反自動取締装置保守業務

受託者：東京航空計器株式会社

契約種別：随意契約（一者随契）

随意契約によったのは、保守点検の装置を受託者が製造し、その特許を取得しているために、他社では点検ができないからである。

当初契約額：8,116,500円

精算額：8,116,500円

契約内容：県内に設置されている速度違反自動取締装置の保守点検等を委託する契約である。

意見

国土交通省監修の建築保全業務積算基準に基づき積算している。また、精算額が毎年同じ額である。積算資料に工夫の余地があり、かつ費目によっては減額の余地がある。

(2)

委託事業名：徳島県警察遺失拾得物管理システムの再開発業務

受託者：テック情報株式会社

契約種別：随意契約（指名競争入札の不調による）

当初契約額：11,550,000円

経済調査会発行の資料に基づき積算しており、また、諸経費10%は他の契約と比較してももっとも廉価である。

精算額：11,550,000円

契約内容：従前県警職員が開発した同種の管理システムをさらにバージョンアップしたソフト開発を委託する契約である。

なお、システム開発後行われる保守管理は、県警職員が担当するという。

(3)

委託事業名：警察本部庁舎設備運転管理業務

受託者：財団法人徳島県警民義会

受託者は、戦中の昭和18年に民間篤志家の寄付により設立された公益法人で、設立当初の目的は、「警察機関の援助及び警察官吏並びにその遺家族を援護し、併せて警民一致国家奉仕の精神の発揚を図る」ことであったが、昭和25年6月に「警民一致治安維持に万全を期する」こととし、その後数回の寄附行為の改正を行い、現在は「徳島県警察の活動支援及び警察協力者等に対する援助等を行う」ことを目的としている。具体的な事業としては、寄付金で購入した警察職員宿舍用土地の県への無償貸与、警察活動の拠点となる施設の保守管理業務、警察協力者に係る民事訴訟の支援等を行っている。警察本部庁舎設備運転管理業務は平成2年から実施している。

他の都道府県にはこのような組織はない。職員21名中5名が県警退職者である。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：75,915,000円

精算額：75,915,000円

契約内容：県警本部庁舎が平成2年に竣工し、それ以来受託者にその施設を管理させる契約が締結されている。

意見

・受託者は、昭和23年から警察職員宿舍用の土地の無償貸与を行っているが、専任の職員がいなかったため平成2年までは目立った活動もなく休眠状態だったといえる。

長年休眠状態であった団体を復活させてまで、受託者に本業務を委託したことについて所管課に説明を求めると、県警の業務の関係から保秘の観点から重要であるからとのことであるが、だからといって、それまで本件のような業務を担当したことの無い受託者を契約相手とする必然性があるとは思えない。社会情勢の変化及び他県の状況等を考えれば委託業務内容・方法等を見直すことで民間企業によっても目的は達せられると考えられるので、公務の公正・信頼を確保するためにも、競争入札による契約を実現させるよう努力すべきである。

・再委託が禁止されていて、業務の全部又は大部分を一括して再委託する場合は事前承認が要件となっている。本件では契約金額75,915,000円のうち19,182,000円という決して小さいとは言えない部分が書面による県の承諾無きまま随意契約

により再委託されているが、「一部」の再委託であるから、契約書には反しないというのが所管課の説明である。しかし、そもそも「大部分」という語句は契約文言として妥当でない。

・受託者からの見積りは、総額のみであり、完了報告にも明細がない。価格の妥当性を確保するという観点からも明細をつけるべきである。

(4)

委託事業名：運転免許センターほか5カ所の設備運転管理業務

受託者：財団法人徳島県警民義会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：17,325,000円

精算額：17,325,000円

契約内容：徳島県警が管理する運転免許センター、交通機動隊舎、警察学校、機動隊舎、射撃場、警察航空隊舎の施設を維持管理及び設備の運転を委託する契約である。

意見

・受託者の能力については前記(3)で述べたとおりである。

・警察業務の特殊性も理解はできるが、それによって随意契約の要件を十分満たしているとまでは認められず、公務の公正・信頼を確保するためにも競争入札による契約を実現させるべきである。

【警察本部交通企画課】

委託事業名：安全運転管理者等講習事務

受託者：社団法人徳島県安全運転管理協会

受託者は、県内在住の安全運転管理者が構成員となった団体である。

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：14,375,000円

精算額：14,375,000円

契約内容：一定以上の車両台数を有する事業者に設置が義務づけられている安全運転管理者・副安全運転管理者に対して、法定講習の実施を委託する契約である。

【警察本部交通規制課】

委託事業名：自動車保管場所現地調査業務

受託者：社団法人徳島県交通安全協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：57,897,000円

精算額：57,897,000円

契約内容：車両の新規登録をする際に、車庫証明に記載されている車両保管場所の現地調査を委託する契約である。但し、県内警察署のうち驚敷署だけは、現地調査を委託しておらず警察官が現地調査している。

【警察本部運転免許課】

(1)

委託事業名：運転免許証更新等通知事務

受託者：社団法人徳島県交通安全協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：8,640,000円

精算額：8,640,000円

契約内容：運転免許証有効期限切れが迫った者に対して、その通知を行う業務を委託する契約である。

意見

通知見込み件数113,500件を想定して委託金額を決定しているところ、現実に通知されたのは、再通知を含めて110,541件であった。今後の委託金額積算の参考にして金額の圧縮に努めるべきである。

(2)

委託事業名：運転免許証更新時講習事務

受託者：社団法人徳島県交通安全協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：80,374,000円

精算額：80,374,000円

契約内容：道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する運転免許証の更新を受けようとする者に対する講習及び道路交通法施行令第37条の6に規定する講習の実施を委託する契約である。

意見

見積書には、講習回数等業務の内容に即した資料が添付されておらず、正確性の観点から問題がある。担当者はほぼ回数が決まっているからというが、講習内容もA（優良運転者）講習、B（一般運転者）講習、C（違反運転者）講習とあり、それぞれ内容を異にし、また、各所轄署でも回数が異なるのであるから、今後見積り段階で年間の講習予定回数等の内訳を記載するなど、業務量・内容に即した見積りを徴して、正確性を高めるべきである。

(3)

委託事業名：運転免許関係事務

受託者：社団法人徳島県交通安全協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：10,924,000円

精算額：10,924,000円

契約内容：道路交通法第108条に規定する運転免許関係事務のうち、運転免許証更新事務に係る業務を委託する契約である。

徳島東署・徳島西署・小松島署においては、免許証の記載事項変更に関する

る事務及び普通二輪の限定解除受験申し込み受付に関する事務を，それ以外の各警察署では上記２件の事務以外に免許申請書の受理に係る事務・免許証の交付に係る事務・学科試験及び適性試験の実施に係る事務等を委託している。

各警察署に受託協会の職員が常駐して事務を処理している。

意見

積算は，年間１０８，０００件の更新事務を想定して行っているが，実際の件数は１０１，９６８件であった。今後の積算に関して実際の件数を参考にして委託金額の減額に努めるべきであろう。

(４)

委託事業名：運転免許証作成等関係事務

受託者：社団法人徳島県交通安全協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：１３，９３７，０００円

精算額：１３，９３７，０００円

契約内容：運転免許台帳・名簿の作成，運転免許証の点検・交付送付等に関する事務等の他に，運転免許証の更新，記載内容事項変更等も委託契約に含まれている。

意見

・前記（３）の契約と委託契約の文言上は一部重複する部分も含むが，別個の事務であるなら今後は，個々の委託事務ごとに記載内容事項変更等を行うことによって，内容を明確にする必要がある。

・免許証作成事務は，繁忙時には県警職員と合同で行うことがあるというが，委託業務である以上，業務内容を峻別し合同で行うことのないようにするべきである。

(５)

委託事業名：高齢者講習通知事務

受託者：社団法人徳島県交通安全協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：９９２，０００円

精算額：９９２，０００円

契約内容：道路交通法施行規則第３８条第１５項に規定された高齢者の講習受講対象者に対して行う通知業務を委託する契約である。受託者の職員が，運転免許課に配置されて業務に当たっている。

(６)

委託事業名：違反者講習事務

受託者：社団法人徳島県交通安全協会

契約種別：随意契約（一者随契）

当初契約額：14,798,000円

精算額：14,798,000円

契約内容：道路交通法第108条の2第3項等の規定による違反者講習の実施通知を含めて委託する契約である。

(7)

委託事業名：原付講習事務

受託者：社団法人徳島県交通安全協会

契約種別：随意契約(一者随契)

当初契約額：9,444,000円

精算額：9,444,000円

契約内容：道路交通法第108条の2第8号に規定する原付免許受験者に対する講習及び実技指導を委託する契約である。指導員は、主としてオートバイ業者である。

なお、本委託事業は平成15年度で終了し、今後は自動車教習所が実施することになった。

2 まとめ

(1) 事業の必要性に言及した契約

- ・男女共同参画課：徳島県男女共同参画推進拠点整備計画策定業務(変更契約部分)
- ・健康増進課：公衆衛生学的調査研究事業
- ・水産課：種苗生産施設運営業務
：県営種苗放流事業
- ・道路計画チーム：紀淡連絡道路関連調査事業

事業の必要性に言及した契約は、今後廃止若しくは縮小等を望む契約である。その理由は様々であるが、まず何より事業目的が判然としない契約、パンフレット等を多く作成したがなぜか配布先も考えずに作成委託しているものもある。

目的を定めずに委託契約を締結し、あるいは変更契約をするということは、県費の無駄遣いに直結するのである。

今後委託契約を締結する際の決裁書類には、その事業の必要性及びその事業による効果を記載させるべきである。

(2) 事業の必要性はあるが、委託の必要性に疑問を呈した契約

- ・男女共同参画課：徳島県男女共同参画推進拠点整備計画策定業務
- ・環境企画課：とくしまエコタウンプラン策定業務
- ・労働政策課：働く人にやさしい職場推進企業紹介事業
- ・林業振興課：広葉樹等コンテナ苗木生産技術改良事業
- ・県土整備政策課：土木技術協会業務指導等業務

これらの事業は、県が敢えて外部に委託するまでもなく、県独自で行える事業であると思われる事業である。何故外部に委託されているのかを考察すると、過去の事例を安易に踏襲して、いわば前任者の契約を踏襲している例が多い。各担当職員が全ての委託契約について、委託する必要があるか否かを再検討すべきである。

(3) 事業の廃止までは言及しないが、費用対効果の観点からさらなる事業の見直しに言及した契約

- ・秘書課 : ほっとコミュニケーション推進事業
- ・青少年育成チーム : 青少年プラン21ラジオ番組制作
- ・県民環境政策課 : 交通安全巡回車の運用による交通安全教育業務及び特定任意講習業務
- ・文化国際課 : 地域の文学資源基礎調査業務
- ・市町村課 : 徳島県明るい選挙推進事業
- ・道路計画チーム : 土木調査事業(道路整備の効果に関する検討業務)
: 土木調査事業(一般国道193号関連調査)
- ・交通政策課 : 徳島県総合交通体系調査
- ・空港地域整備課 : 空港周辺整備事業・土木調査事業(海浜公園のワークショップの運営と記録集の作成)

県の財政状況を考えると、極力歳出を抑制すべきであり、事務事業の内容すなわち委託事務の内容を見直して効果的な事業に改めることを期待する。

(4) 県の積算が不十分であると指摘した契約

- ・廃棄物対策課 : 夜間・休日廃棄物不適正処理監視業務
- ・医療政策課 : 老人医療費適正化推進事業に係る老人医療費分析システム開発業務
- ・健康増進課 : 先天性代謝異常症等検査業務
- ・薬務課 : 徳島県献血制度推進特別事業
- ・長寿社会課 : 介護実習・普及センター運営事業
- ・林業振興課 : 広葉樹等コンテナ苗木生産技術改良事業
- ・都市計画課 : 徳島県鳴門ウチノ海総合公園の維持管理運営業務
- ・警察本部運転免許課 : 運転免許証更新等通知事務
: 運転免許関係事務

今回監査の対象とした委託契約の大半は、随意契約であり、県が予め行う積算が不十分であれば、その分県の出費がかさむ可能性がある。今後積算基準を内部で協議し、その雛型作りを提言する。特に今後も契約が多く予想されるコンピューターのシステム開発に関して、より明確な県独自の基準作りが必要であろう。

委託料の積算が不十分であれば、将来の委託料の見直しに関してもまた、不十

十二分に行えない契約となっているものが散見される。事後検証が不正確であると、その契約の必要性、また、委託金額の妥当性の検証も不十分にならざるを得ない。ひいては県が不必要な支出を余儀なくされるおそれが大である。今後契約内容の明確化に努めるべきである。

(7) 契約内容の一部訂正若しくは見直しを指摘した契約

- ・文化国際課 : 旅券作成業務
- ・医療政策課 : 県立看護学院の運営並びに授業料の収納及び証明手数料徴収事務
- ・人権課 : 隣保館活動支援業務
- ・地域経済再生課 : 戦略企業集中支援事業
- ・県土整備政策課 : 土木技術協会業務指導等業務
- ・都市計画課 : 徳島県文化の森総合公園及び徳島県日峯大神子広域公園の管理業務
- ・住宅課 : 県営住宅管理業務

契約内容の見直しを指摘したものの中には、県からの委託業務に専任していない者に対して、その給与の全額を当該委託契約の中で支払っている等、本来県が負担する必要のないものも含まれている。この点は県の余分な出費につながるものであり、早々の改善を期待する。

これらは所管課が従前の契約内容を十分に検証することなく、先例に従った結果県が余分な支出に至ったものと考えられる。すべての委託契約において、各項目ごとに、その必要性を再検討すべきである。

(8) 受託者が契約内容を履行していないこと及びその是正を指摘した契約

- ・林業振興課 : 森林空間総合整備事業(千年の森案内板等設置業務)
: 千年の森づくり推進事業(普及啓発)
- ・教育委員会
スポーツ健康課 : 徳島県鳴門総合運動公園及び徳島県蔵本公園の体育施設運営業務及び使用料徴収事務

事後検査が不十分なことに起因するものと思われる。

(9) 受託者の能力に関して指摘した契約

- ・南海地震対策課 : 徳島県防災センター来館者案内計画等作成業務
- ・林業振興課 : 広葉樹等コンテナ苗木生産技術改良事業
- ・都市計画課 : 徳島県営駐車場の管理業務及び使用料徴収事務
- ・警察本部会計課 : 警察本部庁舎設備運転管理業務
: 運転免許センターほか5カ所の設備運転管理業務

これらは、受託者に能力がないとまで指摘するものではないが、当初契約の経緯が不明瞭として指摘したものである。そしてここで指摘した多くの契約が県と何らかの関わりを持つ団体が受託者となっていることが特徴的である。契約の透明性・公正化を図るためにも、受託者の再考を指摘するものである。

このような事態が生じた最大の理由は、随意契約の方式を採用していることに起因すると思われる。この度監査した所管課は、随意契約を選択した理由として、従来からの受託者は当該業務に精通し、したがって当該業務を迅速且つ正確に行える可能性が高いからであると説明することが多かった。確かにその説明に矛盾はないと思われるが、しかし、それでは、受託者が固定化され、競争原理が働かず、結果として委託金額が高止まりして県財政を圧迫する要因にもなり得る。安易な随意契約は慎むべきである。

(10) 契約金額の減額交渉が可能であると指摘した契約

- ・南海地震対策課 : 徳島県防災センター展示装置等製作業務
- ・管財課 : 県庁外来駐車場整理業務
- ・情報政策課 : システムエンジニア支援作業業務
- ・建設管理課 : 土木調査事業（環境配慮指針策定調査）
- ・教育委員会
教育改革推進チーム : 徳島県立総合教育センター情報システムアプリケーションソフトウェア開発事業
- ・教育委員会文化財課 : 四国山地カモシカ特別調査
- ・警察本部会計課 : 速度違反自動取締装置保守業務
- ・警察本部運転免許課 : 運転免許証更新等通知事務
: 運転免許関係事務

契約に際しては、減額交渉が可能かも検討すべきである。何より減額交渉の余地があると思われるのは、コンピューターのハードあるいはソフトを県に導入した場合である。導入後はその後の保守点検作業が同一会社に半永久的に委託されているのが現状である。その結果、保守点検の委託費用が見直されることなく高止まりする傾向がある。このような場合、一つは導入時の見積りには、ハード・ソフトの見積りだけではなく、今後の保守点検も併せた見積りを提示させて、保守点検の減額化を図るべきである。そしてさらにたとえ別業者が導入した機械であってもその保守点検を他の業者ができる場合もあり得ると考えられ、競争入札を導入することも視野に入れるべきである。

(11) 随意契約の見直しを指摘した契約

- ・南海地震対策課 : 徳島県防災センター来館者案内計画等作成業務
- ・職員厚生課 : 徳島県職員会館の管理運営業務及び利用料徴収事務
- ・管財課 : 本庁庁舎警備業務

- ・文化国際課 : 徳島県郷土文化会館の運営業務及び使用料徴収事務（再委託関係）
- ・情報政策課 : 来庁処理によるデータエントリ業務
- ・交流施設課 : 徳島県立あすたむらんど管理運営業務及び使用料徴収事務（再委託関係）
- ・警察本部会計課 : 運転免許センターほか5カ所の設備運転管理業務

これらは随意契約による理由が十分とはいえず、先例を踏襲して随意契約で締結しているものが多い証左である。その結果余分な県費出費に至っている可能性もある。今後可能なものは、競争入札を実施して競争原理を働かせて契約金額の低減を図るべきである。

(12) 再委託のチェック及びその明細書提出を指摘した契約

- ・青少年育成チーム : 徳島県立鷲敷青少年野外活動センター運営業務及び使用料徴収事務
- ・文化国際課 : 徳島県郷土文化会館の運営業務及び使用料徴収事務
- ・保健福祉政策課 : 県立総合福祉センターの運営管理及び使用料徴収事務
- ・医療政策課 : 老人医療費適正化推進事業に係る老人医療費分析システム開発業務
- ・交流施設課 : 徳島県立あすたむらんど管理運営業務及び使用料徴収事務
- ・畜産課 : 徳島県高病原性鳥インフルエンザ安全性啓発促進緊急対策事業
- ・警察本部会計課 : 警察本部庁舎設備運転管理業務

再委託契約をチェックし、その要否及び金額を検証することにより、県の委託金額も減少するのであり、是非とも必要な事柄である。

再委託の有無及び理由について、県が十二分に把握していない例が見受けられる。再委託する場合その理由・再委託する項目・再委託の契約形態・再委託の金額などを県に提出させるべきであり、その結果再委託を見直して委託契約の見直しに繋がるものもあると思われる。

(13) 契約内容と完了した業務に齟齬があるにもかかわらず、当初契約金額のままで支払われて、その是正を求めた契約

- ・県民環境政策課 : 交通安全巡回車の運用による交通安全教育業務及び特定任意講習業務
- ・環境企画課 : 地球にやさしい環境県民運動推進事業
- ・保健福祉政策課 : 援護関係事務（遺族年金等請求指導等）
- ・労働政策課 : 職場のメンタルヘルス支援事業
- ・観光交流課 : まるごと体感とくしま推進事業

（ネイチャースクール推進事業）

： ” (県南モデルプロジェクト)

- ・ 森林林業
総合調整チーム： 県営林素材生産事業
- ・ 県土整備政策課： 土木技術協会業務指導等業務
- ・ 建築開発指導課： 耐震相談所設置事業

委託契約は、県の事務事業を外部に委託する契約である。その契約を締結するに際して県は積算書を作成し、一方、受託者からは見積書を提出させる。その後契約書を作成し、その契約書には仕様書若しくは要領が添付され、如何なる業務を委託するかを明らかにするのである。これらの一連の行為によって、県の行うべき事務事業が問題なく完了出来るかを精査するのである。しかしながら、契約した業務の一部が完了されていないのに、当初の委託金額が支払われている例が極めて多い。これは担当職員が委託契約とは何かを誤解していること、また、事後検査が不十分なことに起因するものである。詳細な契約書・仕様書・要領を作成した意義を没却させないように、今後全課に周知徹底を強く期待する。

(14) 受託者において本来許されない科目流用又は事業間流用が行われ、その是正を求めた契約

- ・ 文化国際課： 地域国際化支援フォーラム&フェスティバル開催事業
- ・ 生産流通課： フードシステム連携強化・循環推進対策事業
- ・ 林業振興課： 千年の森ガイドクラブ推進事業
： 徳島県立高丸山千年の森管理業務
- ・ 建築開発指導課： 耐震相談所設置事業
- ・ 教育委員会
生涯学習政策課： 鳥居記念博物館運営業務及び使用料徴収事務

受託者によって委託金の流用が行われている。受託者に対しても委託契約の趣旨を徹底する必要がある。科目流用又は事業間流用の可否及び可能な場合の率を契約書に明記し、それに違反した場合は常に適正な措置を講ずるべきである。

これも事後検証が不十分であることに起因するものである。これらの契約については金額の見直しや契約の必要性を再検証すべきであろう。

(15) 委託契約の結果提出された成果品が有効利用されていないと指摘した契約

- ・ 男女共同参画課： 徳島県男女共同参画推進拠点整備計画策定業務
- ・ 労働政策課： 働く人にやさしい職場推進企業紹介事業
- ・ 交通政策課： 徳島県総合交通体系調査

契約完了後提出された成果品について有効利用が図れていない。今後再検討すべきである。

上記の契約は、企画段階から、委託の必要性・県政への寄与を十二分に考察す

ることなく，契約に至ったことが原因と思われる。

(16) 委託業務完了後の検査が不十分と指摘した契約

- ・ 青少年育成チーム : 徳島県立鷲敷青少年野外活動センター運営業務及び使用料徴収事務(再委託関係)
- ・ 保健福祉政策課 : 援護関係事務(遺族年金等請求指導等)
: 県立総合福祉センターの運営管理及び使用料徴収事務(再委託関係)
- ・ 観光交流課 : まるごと体感とくしま推進事業
(体感とくしま促進委員会等)
: " (ネイチャースクール推進事業)
: " (県南モデルプロジェクト)
: " (とくしま体感フェア開催事業)
- ・ 交流施設課 : 徳島県立大鳴門橋架橋記念館管理運営業務及び使用料徴収事務
- ・ 森林林業
総合調整チーム : 県営林緊急森林整備事業
- ・ 林業振興課 : 森林吸収源データ緊急整備事業
: 千年の森景観保全事業
: 千年の森づくり推進事業(普及啓発)
: 千年の森ガイドクラブ推進事業
- ・ 建築開発指導課 : 耐震相談所設置事業
- ・ 教育委員会文化財課 : 四国山地カモシカ特別調査

契約完了後の検証は，委託した業務が誠実に履行されているか，委託金の使途に問題はないか等を調査するものであり，また，今後の契約金額にも影響を及ぼすもので重要な手続きである。関係機関に周知徹底するべきであろう。さらにこの度の監査結果では，委託契約に多くの問題を抱えていることが判明した。その中には，完了検査の不十分さ，これに起因する科目流用の黙認等重大な問題がある。今後このような事態を招かないためにも，事後検査に関する基準を作成する必要がある。

(17) 指定管理者制度に関して言及した契約

- ・ 青少年育成チーム : 青少年センターの運営業務及び使用料徴収事務
- ・ 文化国際課 : 徳島県郷土文化会館の運営業務及び使用料徴収事務
- ・ 企業局
経営企画チーム : 藍場町地下駐車場管理業務
: 松茂駐車場管理業務

この問題は，テーマ で監査している。

(18) 緊急地域雇用創出特別基金事業特有の問題で指摘した契約

- ・医療政策課 : 県立看護学院生活相談員配置事業
- ・薬務課 : 献血者確保対策事業
- ・労働政策課 : 総合労働相談サービス推進事業
- ・森林林業

総合調整チーム：県営林緊急森林整備事業

いずれも既に終了している事業ではあるが、今後、同種事業を行う場合には、人件費割合や対象者の資格の確認を、より徹底すべきである。

3 提言

以上、監査した結果を踏まえて、県に対しての提言を以下のとおり行う。

(1) 外部委託に関する基準の作成

外部委託を促進することにより、事務の効率化が図られるのは言うまでもないが、安易に外部委託が行われることになれば無駄な支出が発生することにもなってしまふ。このため、県が直接実施すべき業務と民間等の活用を図るべき業務を明確にするためにも、外部委託に関する基準（ガイドライン）を早期に作成すべきである。

(2) 競争入札の徹底等

委託契約の締結に当たっては、原則、競争入札によることとなっている。しかし現実には、今回監査対象とした委託契約209件のうち199件（約95%）が「競争入札になじまない」等の理由により随意契約となっていた。県は前記原則に立ち戻り、随意契約を減ずる努力をなすべきである。

また、随意契約の理由も必ずしもその全てが妥当な理由であったとは認め難かった。このような現状に鑑み、随意契約とする場合の基準のより厳格な運用に努めるべきである。例えば、随意契約の理由を記載するにあたっては、「競争入札になじまない」などの抽象的な理由ではなく、具体的に何故競争入札になじまないのか詳細に記載するように改めるべきである。

(3) 契約を変更する場合の取り扱い等

契約内容を変更する場合は、

その内容が軽微であり、当初の目的を達するのに支障のない場合

変更することにより当初契約に比べて有効な結果をもたらす場合

天災・社会情勢の急激な変化等による場合

などに限られるべきであるが、今回の監査結果からは、必ずしも全ての契約が、そのような理由により変更契約が行われているとは、認め難かった。

一方、契約変更がなされることなく、科目間流用や事業間流用が行われていながら、その後何の措置もないままになっている契約が相当数存在した。

事前の届け出や前記の内容の軽微な範囲についても契約書に明記し、また、事

後の検証を厳格に行うことにより，県としての基準を明確にし，契約内容の確実な履行を確保すべきである。

(4) 委託先が再委託する場合の基準の設定等

国は，経費削減の観点から，公益法人等に対して補助金や委託金を交付する場合，再委託の占める割合を50%未満とすることを平成14年に閣議決定している。

本県においては，公益法人等に限らず広く民間も含めた全ての委託先における再委託についての基準（内容，金額，契約方法）を設定し，的確な委託先の選定に努めるべきである。

(5) 複数年契約

コンピューターのシステム開発に当たっては，発注時から当面のライフサイクルコスト等を含めた内容で入札を行うことにより経費節減が図られるようなシステムづくりが必要と思われる。特に，保守管理業務については，現在，システム開発業者が半永久的に随意契約によって行われており，競争の原理が働いていない状況が見受けられる。

この状況を打破する方策については，後記(6)で言及するが，現状を前提とした場合でも，当初のシステム開発発注の際に，その後当然必要になる保守管理業務の費用を含めた相見積りを徴求し，複数年契約をすることにより委託料の節減を図ることを検討すべきであろう。

さらに，複数年契約による費用節減についての可能性は，コンピューター・システムに限らず，例えばエレベータの保守管理や，警備業務・清掃業務等，毎年同様の業務を継続する委託契約に応用できるものと考えられる。受注者にとっても確実に複数年の契約を獲得できるとの前提であれば，料金を減額してでも受注するメリットがあるはずであり，今後契約の性質を考慮して，導入を検討すべきであろう。

(6) コンピューター・システム開発及びその維持管理に関する契約

今日，地方公共団体の事務の多くが，コンピューター・システムにより支えられている。

コンピューターによる事務処理の比率は年々増加し，今後もその傾向が続くと予想される。したがって，それらコンピューター・システムの開発を外部に委託する契約も今後ますます多くなると予想される。

徳島県においても，毎年多額のコンピューター・システム開発の外部委託費を支出している。

コンピューター・システム開発の外部委託費が，数千万とか億という巨大な単位になるのには，いくつかの要因がある。

大きな要因の具体例として，まず，ハードとして「汎用機」と呼ばれる大型コンピューターを用いること，次にソフトとして受託者が著作権を有する非公開プログラムを用いること，その結果，「ITゼネコン」と呼ばれる大手コンピューターメー

カー数社に市場が独占され事実上これら業者の言いなりの価格設定が行われていることがあげられる。また、これら要因の副産物として、開発後の当該システムの維持管理に必要な高額な保守・改修費用を同一業者に払い続けることになりやすい。

しかし、1件当たりの契約が高額であり、しかも、その後半永久的に必要となる保守管理費用も含めると莫大な支出を伴うことになるコンピューター・システム開発が、いつまでも「ITゼネコン」にいわばおんぶにだっこに近い状態でよいのかという点は、検討すべき課題である。

そこで、前記したような要因を解消するため、まず、ハードとして近年機能向上が著しい小型サーバーを用い、次に基本プログラムを公開し、様々な業者が基本設計を実現するための個別プログラムの開発に競争入札の形で参入できる環境を作るといった工夫が求められる。プログラムの公開の副産物として、完成したシステムの維持管理を競争入札にかけたり、あるいは直接維持管理を行うことによる、事後経費の大幅削減が期待できる。

最近放送されたテレビ番組では、このような観点から、システム調達をめぐる構図が検証されるとともに、地方公共団体で始まった改革例が紹介された。それによれば、前記したような工夫を実行し、経費削減に著しい効果を上げている地方公共団体が存在するとのことであった。

徳島県においても、すでに、汎用機で処理している業務について順次汎用機を使用しないシステムへの切り替えを実施しており、平成12年度に汎用機を使用していた54業務のうち、平成16年度末までに44業務のシステム再開発が終了している。残り10業務についても汎用機の廃止に向けて計画的に再開発することとされている。平成12年10月に汎用機を2台（但し県警を除く）から1台に統合したことにより、汎用機の年間借り上げ経費は約8,000万円節減されているとのことである。

なお、県警でも現在汎用機1台を用いて処理している15業務について順次小型サーバーに移行する予定である。

このように、徳島県においてもすでにシステム再開発が実行されつつあるが、より実のある改革をするためには、システムの基本設計をする際に業者任せにせず、県職員の参加を図ることが重要であり、これが不十分だと、小型サーバーを用いたところで、基本プログラムの公開や維持管理費の節減に十分な効果を上げられないおそれがある。

もちろん、そのためには、県職員のスキルアップや、場合によっては民間出身の専門職を職員として雇用することが必要となる。

徳島県においては、まだ基本設計を県職員が自ら行うことや民間出身の専門職を職員として雇用することが全庁的に行われている状況ではないが、県警においてはすでにコンピューター・システム開発等に民間出身の専門職を職員として雇用する試みがなされており、また、基本設計を県警職員が行った例もある。

したがって、このような例を参考に、徳島県においても、今後コストの試算をした上で、コンピューター・システム開発の外部委託に関して、全庁的に、より実効性のある改革を推進すべきと考える。

(7) 契約の内容に応じた契約方式の選択並びに契約書の作成

そもそも「委託」(総論の冒頭部分で述べた民法上の委託)とは、民法上例示された契約(典型契約)ではない。したがって、「委託」とは何かという定義は民法上存在しない。「委託」という言葉が想起させる典型契約は、「請負」あるいは「委任」であるが、この両者は相違する。

請負は仕事の完成を目的とする契約であり、発注者が注文する仕事の内容が明確に決まっていることが前提とされる。これに対して、委任(準委任含む)は一定の目標に向かって法律行為あるいは事実行為をすることを目的とする契約であり、完成した仕事の内容というものが契約時には必ずしも明確に定まっていな

この相違点から導かれる傾向として、請負においては、仕事の内容が明確なのであるから、主体性を持って仕事を完遂すべきは請負人となるのに対し、委任においては不明確な仕事の内容を委任者と受任者が協力し合って遂行していくことになる。また、請負であれば、基本的にそれをさらなる下請けに出すことが可能であるが、委任においては、基本的にそれを第三者に再委任することは不可能となる。さらに、契約金額の事後的変動についても、請負では、仕事の完成に至る過程に変動があったところで基本的に金額の変動はなく、逆に委任においては、仕事の過程で具体化された業務内容の変動に応じた金額の変動が生じやすいことになる。加えて、請負は客観的な条件を設定して入札に適するのに対し、委任は受ける側の個性が重視されることになり入札になじまない傾向がある。

このように、請負と委任は似て非なる部分が多いにもかかわらず、地方公共団体においては、両者を明確に区分することなくむしろ両者を包含するような概念として委託という契約形態を取っている。

請負と委任を一括して委託契約にすることの問題点の一つは、契約内容が曖昧になって事後的なチェックが行き届かないという点である。本監査においても、委任型委託であることを理由に受託者の個性を重視して随意契約をしておきながら、委託金の使途等につき事後チェックが不十分な場合に請負型委託を前提とした「成果品が完成している以上細かいチェックは不要」といった弁明が用いられた例があった。

これと関連するもう一つの問題点は、請負と委任を一括して委託契約にすることにより、より低価格で委託できていたかもしれない機会を逸してしまう危険があるという点である。もちろん一括して任せることにより安くすむ可能性もあるが、価格の客観的評価が難しい委任的業務部分に全体が引きずられて、全体の価格が押し上げられる危険性が高くなる場合もあるはずであり、その検証自体、実際に請負のできる部分を競争入札にかけてみないとできないのである。

それでは、これら問題点を解消するための方策としてどのようなことが考えられるであろうか。

まずは所管課において、その委託契約が、請負型委託なのか委任型委託なのかをよく検討し、その区別に応じた契約書の作成をすべきである。そうすれば、一律に再委託を原則禁止にすることもなくなるはずであるし、また委任型委託に関して再

委託がなされた場合のチェック体制も自ずから強化されるはずである。それが基本的に随意契約になじむのか，競争入札になじむのかも，この検討過程で判断できるはずである。

次に，請負型委託か委任型委託かの判断がつきかねる時には，その契約を業務内容により細分化することが不可能か否かを検討してみるべきである。

例えば，「調査業務」という場合，その作業をよく見れば，
についてどのような観点からいかなる項目でどのような手法を用いて調査するかを決める業務，
調査方法としてアンケートの発送・回収等を実施する業務，
その方法によって得た結果を項目ごとに分類（統計化）する業務，
さらにそれを分析してあるテーマに対する回答を導き出す業務，
といった形に細分化することが可能な場合がある。
このような場合は，
と
は委任型委託になり，
と
は請負型委託になると言えるであろう。

契約金額が一定額を超える巨額な契約となる場合には，このような細分化をした上でそれに応じた契約書を作成すると同時に，細分化する前の契約形態でよいのか否かも検討すれば，さらに有益であろう。上記の例で言えば，
は一者随契によらざるを得ないとしても，
は競争入札にかけ，
は県独自でやるというような選択肢が新たに出てくる可能性もある。

徳島県としても全庁的にこのような検討を試みることを提言する。

委 託 契 約 書

徳島県（以下「甲」という。）と 株式会社（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託業務名 業務

（2）委託業務の内容 別添の 業務処理要領（以下「要領」という。）
のとおり

【注】

- 1 委託契約の相手方が履行すべき業務の内容を特定するものであるから、当該委託業務の内容を具体的、かつ、明確に定めておく必要がある。
- 2 処理の方法は、できる限り詳細に定めておくことが望ましい。事務処理の内容が特に複雑であるときは、要領のほかに仕様書、図面等も別に添付する必要がある。また、清掃業務の委託等の場合のように、日々委託業務の処理結果を確認する必要があるときは、要領中に日報等の提出を義務付けておくことも必要である。

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する要領に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、要領に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金 ， 円とする。（うち消費税及び地方消費税の額 円）

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の8 2 及び第72条の8 3の規定に基づき、委託料に105分の5を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

【契約保証金を納付させる場合】

第2条 乙は、契約保証金として金 ， 円をこの契約の締結と同時

に甲に納付しなければならない。

- 2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、前項の契約保証金を乙に返還するものとする。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の完了報告)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(検査等)

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、速やかに、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

【注】

「速やかに」を「 日以内」のように明記する場合は、遅延防止法を参照する。

2 甲は、前項に規定する検査において、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められるときは、委託業務完了承認書を乙に交付するものとする。

3 甲は、第1項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

4 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第2項に規定する委託業務完了承認書の交付を受けたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

【必要に応じて記載する条項】

(前金払)……自治令163-2、規則29 参照

第 条 甲は、乙から委託料について前金払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、委託料の パーセントに相当する額の範囲内で前金払をするものとする。

(概算払)……規則28-6参照

第 条 甲は、乙から委託料について概算払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、委託料の全部又は一部を概算払するものとする。

【注 1】前金払又は概算払をする場合は、契約において特約がなければ支払することはできない。

【注 2】数期に分割して支払する場合は、支払額及び支払時期を明記する。

(再委託等の禁止)

第 1 1 条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第 1 2 条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(契約解除等)

第 1 3 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとし、なお、甲に損害があるときは、乙に賠償を請求することができる。

3 前項において、契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に満たないときは、甲は、乙に相当額又は不足額を請求することができる。

4 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

5 乙は、第 1 項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第 1 4 条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三

者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

【裁判所をあらかじめ定める場合】

(管轄裁判所)

第 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 徳島県
徳島県 事務所
所長 印

乙 徳島県〇〇市〇〇町〇〇番地
株式会社
代表取締役 印